

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長 佐藤・千葉

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

全国学童保育連絡協議会(巻末の紹介参照)は、保護者が就労等の理由により日中、家庭にいない小学生の「生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っています。2021年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

少子化が進むなかで、学童保育数と入所児童数は微増
「支援の単位」数は3万4,437、入所児童数は130万7,699人
1、2年生は前年に比べて増加、3年生以上ははじめて減少

【施策の現状と課題】

- 2021年10月8日、岸田文雄首相は所信表明演説で、学童保育についてつぎのようにふれられました。「第二の柱は、中間層の拡大、そして少子化対策です。(中略)保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援を促進します」。同年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げ」と記され、同年12月8日に開催された国の子ども・子育て会議では、「保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善」に「放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施」することが明記されました。各地の学童保育関係者から指導員の処遇改善を期待する声が寄せられています。
- これまで、一部の市町村では、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」等を活用して、指導員の処遇改善が行われ、「常勤職員の複数配置」が進められています。学童保育指導員の子どもや保護者への理解が深まり、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。コロナ禍における2020年の学校「臨時休業」時には、多くの学童保育が急きょ午前中から子どもを受け入れ、保護者の就労等を支えることを通じて、社会の機能を支えてきました。また、学校再開後も、子ども・保護者のさまざまな思いに寄り添い、日々の保育を行っています。
- 一方、多くの地域では、学童保育指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低い等の理由で、離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足も深刻です。また、短時間雇用も多く、入れ替わりが激しいことから、継続して子どもや保護者とかかわれないなど、子どもが安全な学童保育で安心して過ごすことができません。先に記した、国が設けた2つの事業(学童保育指導員の処遇改善のための予算)を活用している市町村は全体の約2割にとどまっています。週20時間以上勤務する学童保育指導員を調査対象に行った全国連協の実態調査では、約半数の学童保育指導員は年収150万円未満という結果でした(2018年調査)。
- コロナ禍において、感染症対策を徹底しながら、保育を必要とする子どもたちに「安全・安心な生活の場」を保障するためにも、私たちは、「指導員の資格」「配置基準」「広さ」「子ども集団の人数規模」「設備・備品」の早急な改善を要望しています。学童保育の量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが求められます。それには市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ることと指導員の資質の向上が欠かせません。同時に、国の制度のさらなる拡充が求められます。

- ◆調査の方法 ① 調査基準日と対象…2021年5月1日、全国すべての市町村(特別区を含む。以下同じ)、1741市町村を対象とする悉皆調査
- ② 調査項目…調査票は49ページ参照
- ③ 実施時期…依頼日は2021年5月17日。回収期間は、5月19日～12月14日

も く じ

調査結果 1	2021年5月1日現在の学童保育数、入所児童数	3
調査結果 2	1、2年生は前年に比べて増加したが、 3年生以上は、はじめて減少…その理由は	4
調査結果 3	感染症拡大防止の観点からも、子ども集団の規模は 「おおむね40人以下」であることが必要	5
調査結果 4	学童保育の待機児童数は、1万3,888人、 ただし、待機児童数は正確には把握できていません	7
調査結果 5	都道府県別の学童保育数と入所児童数（政令市・中核市を含む）	8
調査結果 6	学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）	9
調査結果 7	学童保育はどこで実施されているか（開設場所）	11
資料 1	「介護、保育の賃上げ」をめぐる経緯と新しい経済対策、全国学童保育連絡協議会の 意見書	
資料 2	令和3年度補正予算	
資料 3	「新型コロナウイルス感染症」感染拡大のなかで、必要な保育を確保するための緊急 声明	
資料 4	「新型コロナウイルス感染症」学童保育にかかわる緊急申入書	
資料 5	指導員・学童保育施設に独自の給付をした自治体一覧（2021年12月現在、全国学童保 育連絡協議会把握分）	
資料 6	指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、資格の設けられた指導員の処遇改 善を	
資料 7	第9次地方分権一括法による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化と「施行後3年」 の見直し	
資料 8	国の学童保育の2021年度予算	
資料 9	「全児童対策事業」「放課後子供教室」「新・放課後子ども総合プラン」	
資料 10	一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室	
資料 11	「会計年度任用職員」制度移行にともなう課題	
資料 12	「規制改革推進会議」の動き	

調査結果 1 2021年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

- 学童保育の「支援の単位」数は、3万4,437、か所数は2万4,447か所
- 学童保育の入所児童数は、130万7,699人 * 前年比2,279人増

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。(注1)
2012年	20,846		846,967人	入所児童数は約2万7,000人増(注2)
2013年	21,635		888,753人	入所児童数は約4万2,000人増(注3)
2014年	22,096		933,535人	入所児童数は約4万5,000人増。
2015年	-	25,541	1,017,429人	新制度施行。入所児童数は約8万3,000人増(注4)
2016年	-	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9,000人増(注5)
2017年	-	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1,000人増。「支援の単位」数は1,649増。
2018年	23,315	31,265	1,211,522人	入所児童数は約6万3,000人増。「新・放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人増やす目標。「支援の単位」数は1,978増。
2019年	23,720	32,654	1,269,739人	入所児童数は約5万8,000人増。「支援の単位」数は1,389増。学童保育数は405増。
2020年	23,979	33,671	1,305,420人	入所児童数は約3万5,000人増。「支援の単位」数は1,017増。学童保育数は259増。2014年と比較して、入所児童数が37万1,000人増なのに対し、学童保育数は1,883増にとどまる。
2021年	24,447	34,437	1,307,699人	入所児童数は約2,200人増。「支援の単位」数は761増。学童保育数は468増。

- (注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。
 (注2) 2012年調査では福島県内の避難している9町村(浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯館村・葛尾村・川内村)は未調査。
 (注3) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所(入所児童数約6000人)を含めた数字。2021年は「支援の単位」数281、約12,500人。
 (注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(2014年4月策定)では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。
 (注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。

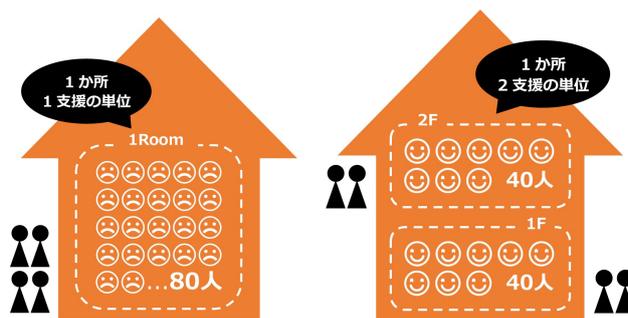
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

1つの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

1つの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校授業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつぎのように定められています。

* 下線は全国学童保育連絡協議会

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。* 「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

調査結果 2 1、2年生は前年に比べて増加したが、 3年生以上は、はじめて減少…その理由は

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2014年	2015年	2020年	2021年	増加数・前年比
1年生	325,834(34.9%)	343,502(33.8%)	403,673(30.9%)	410,238(31.4%)	6,565(101.6%)
2年生	281,518(30.2%)	298,806(29.4%)	358,272(27.4%)	365,229(27.9%)	6,957(101.9%)
3年生	207,294(22.2%)	224,715(22.1%)	280,904(21.5%)	276,656(21.2%)	▲4,248(98.5%)
4年生	67,992(7.3%)	92,173(9.1%)	151,865(11.6%)	147,955(11.3%)	▲3,910(97.4%)
5年生	30,753(3.3%)	37,007(3.6%)	73,056(5.6%)	70,973(5.4%)	▲2,083(97.1%)
6年生	17,246(1.8%)	19,711(1.9%)	37,064(2.8%)	36,161(2.8%)	▲903(97.6%)
その他	2,898(0.3%)	1,515(0.1%)	586(0.0%)	487(0.0%)	▲99(83.1%)
	933,535 (前年比44,782増)	1,017,429 (前年比83,894増)	1,305,420 (前年比35,681増)	1,307,699 (前年比2,279増)	2,279(100.2%)

注) 「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

○ 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通い続けるために

2021年調査では、1、2年生は前年に比べて増加しましたが、3年生以上は学年別入所児童数を発表した2013年以来はじめて減少しました。

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、子どもの学年、ひとり親家庭か共働き家庭か、保護者の一日の勤務時間や週の労働日数などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにともない、「2年生になってもひきつづき学童保育が通わせたいが、入所できなかった」ということも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われました。この結果によると、「引越し・転勤により退所した」「リストラや失業などで就業状況が変化したことにより退所した」「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」「開設時間や開設日が就労状況と合わないで退所した」「保育料が高額・有料になったので、退所した」などの退所理由があげられていました。「指導員の対応、保育内容に不満」の背景には、大規模な学童保育のなかで、子どもの安全や安心した生活が守られていない実態も含まれていることが推察されます。

「新型コロナウイルス感染症」拡大を機に、集団生活による感染リスクを懸念して自治体や運営者が受け入れ人数を縮小した、あるいは保護者が退所を選択した、また、生活や遊び・活動の制限を理由に退所させた家庭や、保護者の就労時間の短縮、失業、家計の悪化にともない、保育料負担を理由に退所させた家庭もあります。

学童保育に通わずに自宅で留守番することは、運動不足による肥満や生活リズムの変調、長時間のパソコンや携帯ゲーム、インターネット、SNSなどによる健康障害、熱傷、屋外ではケガや交通事故も心配されます。

○ 「省令基準」をふまえた学童保育の量的な拡大が急務です

これまで、保護者の要望はあっても、高学年の子どもたちは、低学年に比べると受け入れが後まわしにされることも少なくありませんでした。学童保育を必要としている子どもたちが自らのよりどころとして通いつづけられるようにするためには、子どもの人数規模の上限を守った学童保育を必要な数だけ増やすことが必要です。

また、高学年になると下校時刻がいつそう遅くなり、平日の学童保育での生活時間は短くなります。勉強がむずかしくなったり、学校の係活動やクラブ活動があったり、友達関係も複雑になったりと緊張感や疲労度を強く感じて、学童保育に帰ってくる子どももいます。高学年の子ども達の発達や心理についての理解も深め、その年齢に応じたかかわりを学び、信頼に基づく関係を築くことが必要です。

調査結果3 感染症拡大防止の観点からも、子ども集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模（2014年はか所数、2015年以降は「支援の単位」数）

児童数	2014年	2015年	児童数	2020年	2021年	増加数・前年比
1人-9人	653(2.9%)	683(2.7%)	1人-19人	2,738(8.1%)	2,871(8.3%)	133(104.9%)
10人-19人	2,130(9.6%)	2,168(8.5%)				
20人-35人	5,875(26.6%)	8,306(32.5%)	20人-30人	7,077(21.0%)	7,856(22.8%)	779(111.0%)
			31人-35人	4,844(14.4%)	5,149(15.0%)	305(106.3%)
36人-45人	5,232(23.7%)	6,883(26.9%)	36人-40人	6,139(18.2%)	6,246(18.1%)	107(101.7%)
			41人-45人	4,697(13.9%)	4,533(13.2%)	▲164(96.5%)
46人-70人	6,589(29.8%)	6,020(23.6%)	46人-55人	4,394(13.0%)	4,316(12.5%)	▲78(98.2%)
			56人-70人	2,544(7.6%)	2,325(6.8%)	▲219(91.4%)
71人-99人	1,295(5.9%)	1,204(4.7%)	71人-100人	962(2.9%)	883(2.6%)	▲79(91.8%)
100人以上	322(1.5%)	277(1.1%)	101人以上	276(0.8%)	258(0.7%)	▲18(93.5%)
合計	22,096	25,541	合計	33,671	34,437	766(102.3%)

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」「気のあう数人の子どもだけで過ごす」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかつたり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「一斉活動が中心となる」「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やケガが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

国民生活センターは2008年度に「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、2009年に報告書を出しています。そこでは、「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出会い頭の事故やケガ、トラブルが多く発生していること、指導員がヒヤリ・ハットを把握する余裕がない状況も生まれていること」「児童数の多い施設で発生したケガ・事故は治療が長引く傾向にある」ことが指摘されています。

○ 全国学童保育連絡協議会はずぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、大規模化した学童保育の分割し、複数の「支援の単位」を置く場合や学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
 - イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
 - ウ、子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること
- *また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

○ 「省令基準」では、「支援の単位」が「おおむね40人以下」と定められました

「省令基準」では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画(子ども一人につきおおむね1.65平方メートル以上の広さ)」と「専任職員(2人以上)」と「一定の規模の児童数(おおむね40人以下)」であることが定められています。

「省令基準」には、「支援の単位」について、次のように記されています。

- 第9条の2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 第10条の2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。
- 第10条の4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

「運営指針」には、「子ども集団の規模（支援の単位）」について、次のように記されています。

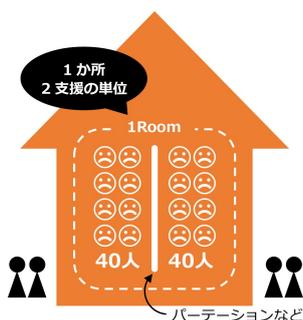
第4章 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○ 「条例基準」にもとづいた分割と、分割せずに大規模化を容認とに両極化

大規模な学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の「支援の単位」ができます。2015年以降、年々、「支援の単位」数が増えていることは、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模な学童保育を分割したことの反映だと考えられます。

しかし、大規模の現状を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られます。



「支援の単位」がおおむね40人以下とされたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）という理由があります。大規模の容認やあいまいな分割では、その趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

○ 感染症拡大防止、事故防止の観点からも、集団の規模を小さくすることが必要です

今般、小学校における35人学級の実現に向けて、5年間かけて計画的に学級編制の児童数を引き下げようとしています。長時間を過ごし、また継続した「生活の場」である学童保育でも、子ども同士の関係性の構築、安全性や事故防止のために、これまで「おおむね40人以下」と示されていた集団の規模を感染症対策防止の観点からもさらに小さくする必要があります。

重篤な事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、さまざまな要因があることが考えられますが、内閣府のホームページに公表された2019年分のデータからも、大規模な学童保育ほど、事故が起こりやすいことがわかります（件数合計は300件。「支援の単位」数は2019年に全国連協が行った実施状況調査で把握した数）。「40人以下」が165件（「支援の単位」2万238）、「41人以上」が135件（「支援の単位」1万2416）。「41人以上」のうち、「71人以上」は56件（「支援の単位」1165）、「101人以上」は21件（「支援の単位」228）でした。出現率を見ると、「40人以下」では、122.7支援の単位に1件の重篤な事故が発生しています。「41人以上」では92「支援の単位」に1件、そのうち、「71人以上」では20.8「支援の単位」に1件、「101人以上」では10.9「支援の単位」に1件が発生しています。

○ 出席した子どもの保育だけが指導員の仕事ではありません

学童保育では、その日、出席している子どもだけではなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。全国連協では、このことを学童保育の生活づくりには欠かせない視点として訴えてきました。コロナ禍における2020年の学校「臨時休業」時には、学童保育の利用を自粛していた子どもや家庭を支えるため、さまざまなかかわりが持たれました。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通いつづけるためには、「受入児童数拡大」による「待機児童解消」ではなく、「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」で、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

調査結果 4 学童保育の待機児童数は、1万3,888人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

	2014年	2015年	2020年	2021年
把握している	1258(78.1)	1329(82.5)	1415(87.3)	1485(91.4)
待機児童がいない	942(58.5)	986(61.2)	1009(62.3)	1097(67.5)
待機児童がいる	316(19.6)	343(21.3)	406(25.1)	388(23.9)
待機児童数	9,115人	15,533人	18,789人	13,888人
把握していない	307(19.0)	227(14.1)	179(11.0)	120(7.4)
未回答	46(2.9)	55(3.4)	26(1.6)	19(1.2)
合計	1611	1611	1620	1624

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万3,888人でした。

学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」とカウントされます。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(第10条の4)と定められたものの、一の支援の単位あたりの児童数が非常に多い大規模な学童保育を可とする市町村もあります。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりましたが、情報収集の具体的な方法などは定められていません。

学童保育の入所申し込みの方法などはさまざまです。公営や公設民営の学童保育では市町村が申し込みを集約しますが、それ以外の学童保育では運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

○ 「待機児童ゼロ」=「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業では学童保育の役割を果たすことは不可能です。

○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません

- ① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が117市町村あります。

市区町村数	792市	743町	182村	23特別区	1,741市町村
学童保育のある市区町村数	789市	689町	125村	21特別区	1,624市町村

- ② 小学校区に学童保育がないところが2,447校区あります(小学校区数の12.8%。文部科学省学校調査/令和3年度〔速報〕)。「子どもの少ない地域では、自治体のバスなどを活用して校区関係なく希望者は学童保育を利用しているので、未設置ではない」という解釈の自治体もありますし、国も「放課後児童クラブ送迎支援事業」を予算化していますが、子どもが歩いて通うことを考えると、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。基本的には、学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間とかかわれることが学童保育に通いつづけるための大きな要素となるので、学区域を超えるのは子どもにとって負担になる場合があります。
- ③ 保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが、小学校に入学する際に必要とするのは学童保育です。学童保育の待機児童問題についても早急に解決することが必要です。

調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育のある市町村数	学童保育数 (2015年～「支援の単位」数) ※()内前年比	公立小学校数	未設置校区数	入所児童数 ※()内前年比	1年生～3年生の入所割合	児童数71人以上の学童保育の割合	待機児童数	待機児の割合
1	北海道	165	1,262 (▲72)	978	219	56,041 (▲1,432)	39.5%	15.9%	131	0.2%
2	青森県	35	372 (12)	262	60	14,915 (▲154)	43.6%	4.6%	15	0.1%
3	岩手県	32	420 (5)	296	53	16,235 (909)	44.1%	5.5%	166	1.0%
4	宮城県	34	779 (15)	368	31	29,682 (240)	42.8%	1.3%	283	0.9%
5	秋田県	25	302 (7)	181	21	11,332 (▲114)	46.5%	7.3%	68	0.6%
6	山形県	34	406 (10)	233	34	15,611 (80)	49.6%	3.0%	13	0.1%
7	福島県	49	636 (61)	407	68	24,711 (2,001)	44.6%	3.6%	406	1.6%
8	茨城県	44	1,101 (36)	458	30	42,068 (1,241)	46.2%	1.8%	145	0.3%
9	栃木県	25	804 (22)	349	33	26,974 (312)	41.5%	0.2%	72	0.3%
10	群馬県	34	660 (20)	302	15	24,251 (109)	39.4%	2.9%	20	0.1%
11	埼玉県	63	1,925 (49)	806	17	72,443 (▲679)	32.4%	1.3%	1,248	1.7%
12	千葉県	54	1,503 (▲16)	753	29	60,597 (▲1,599)	33.0%	4.8%	962	1.6%
13	東京都	55	2,642 (124)	1,267	165	113,792 (3,390)	35.2%	6.5%	3,618	3.1%
14	神奈川県	33	1,552 (43)	851	174	54,924 (190)	20.6%	0.8%	516	0.9%
15	新潟県	29	755 (16)	441	52	27,232 (▲39)	45.5%	3.3%	2	0.0%
16	富山県	15	293 (7)	179	12	12,862 (▲287)	48.3%	10.2%	28	0.2%
17	石川県	18	347 (5)	201	21	14,929 (30)	45.1%	7.5%	19	0.1%
18	福井県	17	320 (6)	193	21	10,032 (▲257)	45.0%	1.6%	0	0.0%
19	山梨県	25	279 (0)	172	10	10,992 (▲1,188)	48.6%	8.2%	58	0.5%
20	長野県	67	530 (1)	356	40	27,594 (▲892)	41.0%	20.4%	0	0.0%
21	岐阜県	39	559 (17)	360	41	16,532 (▲947)	27.8%	1.3%	75	0.5%
22	静岡県	35	978 (38)	495	48	34,357 (460)	33.1%	1.7%	824	2.3%
23	愛知県	54	1,638 (20)	964	119	58,887 (1,917)	23.1%	1.8%	561	0.9%
24	三重県	29	474 (14)	363	56	17,626 (121)	31.0%	1.5%	28	0.2%
25	滋賀県	19	531 (16)	218	18	18,096 (▲202)	35.4%	0.6%	32	0.2%
26	京都府	26	739 (15)	356	28	29,348 (▲516)	41.2%	2.3%	40	0.1%
27	大阪府	43	1,781 (19)	974	155	68,792 (▲2,163)	28.0%	0.8%	294	0.4%
28	兵庫県	41	1,520 (28)	734	40	54,636 (▲610)	33.6%	1.0%	925	1.7%
29	奈良県	37	379 (7)	188	5	15,830 (1,068)	38.4%	6.9%	16	0.1%
30	和歌山県	28	280 (9)	244	63	9,625 (▲132)	36.8%	0.7%	68	0.7%
31	鳥取県	17	209 (10)	117	6	8,090 (60)	47.8%	1.9%	56	0.7%
32	島根県	16	284 (13)	197	34	9,238 (93)	48.8%	2.8%	160	1.7%
33	岡山県	26	676 (18)	384	29	22,952 (▲63)	37.5%	0.9%	251	1.1%
34	広島県	22	900 (26)	459	28	33,453 (651)	38.5%	1.3%	104	0.3%
35	山口県	18	462 (10)	297	30	15,364 (▲525)	40.8%	2.2%	375	2.4%
36	徳島県	18	211 (6)	184	33	8,042 (▲389)	38.6%	3.8%	42	0.5%
37	香川県	15	309 (8)	158	13	11,425 (▲348)	39.4%	2.6%	142	1.2%
38	愛媛県	20	353 (7)	280	70	13,458 (▲619)	35.9%	4.5%	117	0.9%
39	高知県	20	188 (5)	223	89	7,171 (▲42)	41.1%	0.5%	59	0.8%
40	福岡県	59	1,617 (14)	711	35	62,502 (▲5)	37.9%	1.2%	216	0.3%
41	佐賀県	19	338 (5)	163	8	11,585 (341)	45.5%	1.5%	137	1.2%
42	長崎県	21	508 (16)	319	83	18,711 (272)	41.0%	0.8%	17	0.1%
43	熊本県	40	541 (17)	337	35	19,552 (9)	36.8%	2.2%	159	0.8%
44	大分県	18	405 (5)	264	18	14,863 (▲280)	42.9%	2.0%	40	0.3%
45	宮崎県	22	340 (11)	233	55	12,902 (84)	39.2%	5.3%	316	2.4%
46	鹿児島県	41	683 (27)	494	135	24,395 (1,208)	43.5%	2.2%	144	0.6%
47	沖縄県	28	646 (34)	263	68	23,050 (975)	38.3%	0.0%	920	3.8%
		1,624	34,437 (766)	19,032	2,447	1,307,699 (2,279)	35.1%	3.3%	13,888	1.1%

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2021年5月1日の調査結果(速報値)による。

調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

運営主体（34,437「支援の単位」の内訳）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	委託	補助	補助無	代行
公営	10,230	29.7%	224(102.2%)	-	-	-	-
社会福祉協議会	3,545	10.3%	▲117(96.8%)	1,187	67	-	1,591
地域運営委員会	4,067	11.8%	▲654(86.1%)	2,589	1,208	-	270
父母会・保護者会	1,159	3.4%	▲87(93.0%)	666	416	5	72
NPO法人	3,537	10.3%	115(103.4%)	1,992	731	25	789
民間企業	4,270	12.4%	739(120.9%)	2,814	517	70	869
その他法人等	7,629	22.2%	546(107.7%)	3,936	2,089	145	1,459

* 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

* 「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外の事業者が行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、（助成金・補助金など）運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営を、条例にもとづいて、ほかの事業者（民間企業も含む）に行わせる形態（代行させる団体を、「指定管理者」という）

* 「その他法人等」の内訳は、私立保育園(1302)、保育園をのぞく社会福祉法人(2898)、学校法人(660)、個人事業主(275)、その他(2494)

○ 「子ども・子育て支援新制度」が施行される前の2014年度と比較してみると

学童保育の運営主体（2014年は、か所数、2015年以降は「支援の単位」数）

運営主体	2014年	2015年	2020年	2021年
公営	8,461(38.3)	9,471(37.1)	10,006(29.7) 前年比506減(95.2)	10,230(29.7) 前年比224増(102.2)
社会福祉協議会	2,287(10.4)	2,544(10.0)	3,606(10.7) 前年比624減(85.2)	3,545(10.3) 前年比117減(96.8)
地域運営委員会	3,922(17.7)	4,327(16.9)	4,721(14.0) 前年比47減(99.0)	4,067(11.8) 前年比654減(86.1)
父母会・保護者会	1,471(6.7)	1,477(5.8)	1,246(3.7) 前年比138減(90.0)	1,159(3.4) 前年比87減(93.0)
NPO法人	1,565(7.0)	2,030(7.9)	3,422(10.2) 前年比335増(110.9)	3,537(10.3) 前年比115増(103.4)
民間企業	508(2.3)	767(2.8)	3,531(10.5) 前年比1080増(144.1)	4,270(12.4) 前年比739増(120.9)
その他法人等	3,882(17.6)	4,925(19.3)	7,139(21.2) 前年比917増(114.7)	7,629(22.2) 前年比546増(107.7)
合計	22,096	25,541	33,671 前年比1,017増(103.1)	34,432 前年比761増(102.3)

○ 全体に占める割合として、民間企業運営が大幅に増加

全体に占める割合として、公営と社会福祉協議会、地域運営委員会、保護者会による運営が減少し、NPO法人、民間企業、その他法人による法人運営が増えています。これまで公立公営だった学童保育が、指定管理者制度¹の導、民間への委託、民営化などによって、運営主体を変更されていることがあります。指定管理者制度を導入している市町村は213市町村、5,050「支援の単位」（2019年は4,297、2020年は4,814）です。数年ごとに運営者の変更が求められる制度は、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

指導員のなり手不足・人材確保が課題となるなかで、保育の質を担保する国の制度が変わったこと、学童保育を求める需要に自治体の実態が追いついていないことや、公的事業をアウトソーシングする流れともあいまって、これまで公営で運営してきた市町村で民間委託がすすんでいます。また、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると学童保育の指導員のみを処遇改善することがむずかしい」、地方公務

¹ 指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに運営者の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

員法と地方自治法が改定されて新設された「会計年度任用職員制度」に切り替えていく段階で、「正規職員をおかず、非正規職員にすべての運営を任せる」、「募集・採用の手続きや人件費等、指導員を確保することの負担を軽減させる」「事業にかかる負担を軽減させる」ために民間委託したところもあります。さらに、自治体の包括的な行政サービスの委託など、学童保育の趣旨や理念とはまったく別の考え方に基づく企業に運営を任せる自治体も出てきています。学童保育は「子ども・子育て支援法」で市町村事業に位置づけられているにもかかわらず、こうした自治体の判断は「公的責任の放棄」と言えます。

民間企業が運営している学童保育²は増えています。この多くは、市町村の委託事業、指定管理者制度で受託して運営しているところです。公営の学童保育が民間委託されるほか、地域運営委員会³や父母会・保護者会運営の学童保育が、企業による運営に切り替えるところも出てきています。企業参入の移行時に「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがあります。これまで事業予算は、すべて学童保育運営に使われてきましたが、企業に委託されれば事業費の一部が企業（株主配当）に還元され、予算の7割を占める人件費にしわ寄せが行きます。企業の利益にならなければ、サービスの質（この場合は保育の質）あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

○ 公営の学童保育が民間委託されると何が起こるか

ある自治体では、公営で50年超の歴史をもつ学童保育を2019年4月から民間企業に委託し、1年後に指導員13名が雇い止めされました。公営当時は、指導員の雇用継続が実質的に約束されており、専門的知識と経験を積み重ね、保護者といっしょに、子どもたちとの日々の生活（保育内容）をつくりだしていました。

民間委託の方針が出された際には、「これまで築いてきた保育の質（子ども・保護者への関わり方、行事等への関わり方、保護者と指導員の学びあい等）が低下したり、継続性が保てなくなるのではないか」「雇用条件が下がるのではないか」と、保護者会や指導員の労働組合から懸念する声が上がりました。自治体は、「自治体が責任をもって事業をすることに変わりない」と発言し、委託がすすめられることとなりました。それからたった1年で、指導員と子どもとの継続的な関わりが絶たれる事態が生じています。

また、ある都道府県では、県内の主要都市に企業参入が見られたのち、隣接する自治体に企業による一括委託が波状的に広がりました。

国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」には、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」（第4章1の〔3〕）と明記されています。

運営主体がいずれであろうとも、各市町村が定めた条例を遵守し、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されることと、実施主体である市町村が学童保育をよりよくしていくために主体性と責任を持って事業を展開することが求められています。そして、当事者である保護者・指導員も、子どもの声に耳をかたむけながら、学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事について理解を深め、保護者会・父母会や指導員組織、地域連絡協議会を通じて、運営者や市町村によりよい学童保育施策の実現に向けて要望しつづけていく必要があります。

² 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。

³ 地域運営委員会とは：地域の役職者の人々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会（保護者会）の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。

調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所（34,437「支援の単位」の内訳）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	19,511	56.7%	541(102.9%)	内訳は、余裕教室活用(7,989) 学校敷地内の独立専用施設(8,574) 校舎内の学童保育専用室(1,985) その他の学校施設を利用(963)
児童館内	3,335	9.7%	▲252(93.0%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	2,511	7.3%	124(105.2%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,170	6.3%	32(101.5%)	公民館内(442)、公立保育園内(114)、公立幼稚園内(168)、公立認定こども園内(33)、その他の公的な施設内(1381)
法人等の施設	2,498	7.3%	123(105.2%)	私立保育園や私立幼稚園、私立認定こども園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	2,093	6.1%	77(103.8)	アパート・借家など
店舗・事務所等	718	2.1%	-	
その他	1,601	4.6%	-	自治会集会所・寺社など

* 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

* 開設場所の選択肢に、「店舗・事務所等」を新設。参考までに、2020年調査の「その他」は2,198、2021年調査の「店舗・事務所等」と「その他」の合計は2,316（前年比118増）。

○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数になっています。地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的施設で実施されています。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

○ 国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国は、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月策定）では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすために、新規開設分の8割を「学校施設を徹底活用した実施促進」で整備していく方針を決めました。そのための仕組みとして、教育委員会・学校関係者の理解を得るために、新たに設置される「教育総合会議の活用」（首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方を検討する）、「学校区ごとの協議会の設置」「余裕教室の徹底活用」（余裕教室の有無の見直し、一時的利用、管理運営の責任の所在の明確化）などを行うことを必要としてきました。

2018年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」でも、「（放課後児童クラブ、放課後子供教室）の両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す」という目標が掲げられています。

2018年7月に公表された厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」の中間報告書では、「放課後児童クラブをはじめ、学校施設内で放課後事業を行うことは、移動の必要性がなく安全であること、学校の校庭、体育館や図書室等学校施設を活用することができるなどの長所がある一方で、子どもたちの生活が学校に限定されるという側面もある。また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む子どももいる」と述べられています。

いずれにせよ、毎日の「生活の場」にふさわしい施設としての設備を備えたものとして、整備していくことが欠かせません。

「介護、保育の賃上げ」をめぐる経緯と新しい経済対策、 全国学童保育連絡協議会の意見書

○ 2021年10月8日、岸田文雄首相による所信表明演説

2021年10月8日には、岸田文雄首相による所信表明演説が行われました。経済政策については「成長戦略」「分配戦略」が示されており、「分配戦略」において、学童保育についてつぎのようにふれています。

第二の柱は、中間層の拡大、そして少子化対策です。(中略)保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援を促進します。こども目線での行政の在り方を検討し、実現していきます。第三の柱は、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくことです。

ただし、ここで言う「学童保育」が、児童福祉法に位置づけられ、国や自治体の基準に基づいて運営されるもので、「一定水準の質の確保及びその向上を図る」ために国が示した「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいた取り組みが進められている「放課後児童健全育成事業」を指すのか否か、また、「拡充」と言った場合に、これまで私たちがめざしてきた方向への「拡充」なのかたしかめることが必要でした。また、第三の柱として示された「保育などの現場で働いている方々」に学童保育指導員が含まれるかについても期待を持たせるものでした。

○ 2021年11月16日、全国学童保育連絡協議会が厚生労働省に緊急申し入れ

2021年11月11日付の『共同通信』が、政府が介護職や保育士の賃金を月額で3%程度にあたる約9,000円引き上げる方針を固めたこと、19日に決定する経済対策に盛り込み、2021年度補正予算などを財源とするとしていることを報じました。このなかでは、看護師や幼稚園教諭の賃上げも検討していることが紹介されていましたが、学童保育指導員については言及されていませんでした。一方、同年11月13日付『朝日新聞』は、「放課後児童クラブで働く人も同様に賃上げする」と報じています。

これらの報道を受けて、各地の学童保育関係者から、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）事務局に指導員の賃上げを期待する声が寄せられました。そこで2021年11月16日、全国連協は、「学童保育の処遇改善にかかわる緊急申し入れ書」を厚生労働省に提出しました。

要望内容は、つぎのとおりです。

11月19日に決定される経済対策に盛り込まれる、介護、保育士の賃上げを、学童保育指導員も対象とし、処遇改善の実現を行うとともに、事業の根幹を担う専門性を持った指導員の専任・常勤・複数体制を実現してください。

○ 2021年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」

2021年11月19日、閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」には、つぎのように記されています。

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年二月から前倒しで実施する。

この時点で、学童保育指導員がこの賃上げの対象となるかの確証は得られていませんでした。

○ 2021年11月25日、全国学童保育連絡協議会が公的価格評価検討委員会に意見書提出

内閣官房に設置された「全世代型社会保障構築会議」の下に開催される公的価格評価検討委員会に、全国連協としての意見書を提出しました（全文は14ページ参照）。

11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に記された「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げ」に、「学童保育」を加え、すべての学童保育指導員の処遇改善を行うことが必要だと考えます。

公的価格評価検討委員会は、看護、介護、保育などの現場で働く者の収入の引き上げを含め、公的価格の在り方を検討するための会議です（第1回は2021年11月9日に開催）。

○ 2021年12月8日、国の子ども・子育て会議資料に学童保育指導員も明記

2021年12月8日、国の「子ども・子育て会議」が開催され、「保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善」に「放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施」することが明記されました。これを受けて、2021年度補正予算案に「保育士等処遇改善臨時特例交付金」が盛りこまれます（実施主体は市町村、国の補助率10分の10）。ただしこれは2022年9月までの措置で、10月以降は、令和4年度予算編成過程で検討するそうです。会議資料（内閣府のホームページに掲載）には、つぎのように記されています。

1. 保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善

- ・経済対策に基づき、保育士・幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。
 - ※公定価格とは別の補助金により実施。（令和3年度補正予算案、補助率国10分の10）
 - ※令和4年9月までの措置。令和4年10月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度予算編成過程で検討。
 - ※実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
 - ※都道府県・市町村における事務費を併せて補助。
 - ※放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施。
 - ※公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

補正予算案は、2021年12月6日からの臨時国会で審議されます。この交付金は、各市町村の財政負担はないものの、交付申請を行うことと補正予算化（議会承認）を行うことが必要です。

2020年度の第二次補正予算で「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が予算化された折には、国会で6月12日に予算が成立した後、一週間後に「厚生労働省子ども家庭局長通知」が発出され、自治体からの交付申請の締め切りは一か月後と、たいへんあわただしい日程で手続きが進められました。

今回の交付金の情報について、市町村が十分に情報を把握していない可能性がありますし、なかには、国の補助割合が10分の10であること、都道府県・市町村の事務費が補助されることを知っていても、申請を行わないところがあり得ることも考えられます。

地域学童保育連絡協議会などから、市町村にこの情報を届け、すべての地域で処遇改善が実現されるよう、取り組んでいきましょう。

* * *

私たちは、2021年春から、「一人ひとりの声」を国と自治体に届ける取り組みをつづけています。これまでに全国各地から、「専門的な知識と技能を備えた指導員が就労を継続できない現状がある」「学童保育指導員の処遇を改善してほしい」という保護者の切実な声が集まっています。

子どもが安心して学童保育に通いつづけるためには、学童保育の役割と生活内容、指導員の仕事の理解を広げながら、指導員が働きつづけられる条件を整えていくことが必要です。保護者と信頼関係を築き、共に学童保育の生活内容をつくりあげていくことの大切さなどをたしかめあい、学童保育をよりよくするための取り組みを前進させていきましょう。

2021年11月25日

公的価格評価検討委員会 御中

全国学童保育連絡協議会
会長 西田 隆良

学童保育指導員の賃金引き上げを求める意見書

私たち全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、学童保育の保護者と職員（以下、学童保育指導員）で組織する団体です。「安心して働きつづけたい」「子どもに豊かな放課後を過ごさせたい」という保護者の切実な願いから生まれた学童保育。全国連協は1967年に結成され、以来50年以上にわたって活動を続けています。

学童保育は、1997年に児童福祉法に放課後児童健全育成事業として位置づけられました。2015年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）が策定され、国の予算も拡充されつつあります。「運営指針」には「職員体制」について、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、（中略）雇用には当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」（第4章1の〔3〕）と明記されています。

一部の市町村では、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」等を活用して、学童保育指導員の定着が図られ、「常勤職員の複数配置」が進められています。学童保育指導員の子どもや保護者への理解が深まり、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。コロナ禍における2020年の学校の「臨時休業」時には、多くの学童保育が急きょ午前中から開所を行い、保護者の就労等を支えることを通じて、社会の機能を支えてきました。また、学校再開後も、「孤独」であったり「孤立」しがちな子ども・保護者をつなぐ役割を担っています。

一方、多くの地域では、学童保育指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低い等の理由で、離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足も深刻です。また、短時間雇用も多く、入れ替わりが激しいことから、継続して子どもや保護者とかかわれないなど、子どもが安全な学童保育で安心して過ごすことができません。先に記した、国が設けた2つの事業（学童保育指導員の処遇改善のための予算）を活用している市町村は全体の約2割にとどまっています。

週20時間以上勤務する学童保育指導員を調査対象に行った全国連協の実態調査では、約半数の学童保育指導員は年収150万円未満という結果でした（2018年調査）。

2021年10月8日、岸田文雄首相は所信表明演説で、学童保育についてつぎのようにふれられています。「第二の柱は、中間層の拡大、そして少子化対策です。（中略）保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援を促進します。こども目線の行政の在り方を検討し、実現していきます」（下線は全国連協が付記）

ところが、同年11月19日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げ」と述べつつも、学童保育指導員には言及されていません。

私たちのもとには、「専門的な知識と技能を備えた学童保育指導員が就労を継続できない」「学童保育指導員の処遇を改善してほしい」という保護者の切実な声が多数集まっています。

学童保育の目的・役割を果たすために学童保育指導員の賃金引き上げを求めて、意見を述べます。

意見

1. 11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に記された「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げ」に、「学童保育」を加え、すべての学童保育指導員の処遇改善を行うことが必要だと考えます。

令和3年度補正予算

2021年12月8日の国の「子ども・子育て会議」では、学童保育に関連する施策の2021年度補正予算(案)が示されました。この補正予算は12月20日に成立しました。

「新型コロナウイルス感染症」に関して、2021年度当初予算として示されていたのはつぎの2点です。「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」。

◆保育等処遇改善臨時特例交付金【資料1】を参照してください。

◆放課後児童クラブ整備促進事業 11.7億円……現行の施設整備費の国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対する補助。自治体の更なる負担軽減を図ります。補助率10分の10。

放課後児童クラブ整備促進事業

(子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度補正予算案：11.7億円)

- 「新・放課後子ども総合プラン」では「令和3年度末までに待機児童の解消を目指す」こととしているが、令和2年7月1日現在の待機児童数は15,995人と未だに多い状況となっている。
- こうしたことを踏まえ、放課後児童クラブの整備を更に加速化させる必要があることから、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

事業の内容

- 待機児童が発生している市町村等(※)において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

※ 以下に該当する市町村(国庫補助率嵩上げ要件)

- ① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること
- ② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

実施主体

- 市町村(特別区を含む。)

補助率

- 定額(10/10相当)

〈放課後児童クラブ整備促進事業を活用した場合の補助割合〉

市町村による設置(公立)の場合

従来の補助率	国(拠出金), 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3	都道府県, 1/6	市町村, 1/6
放課後児童クラブ整備促進事業	国, 2/3	促進事業による支援 国, 10/10 都道府県, 1/12 市町村, 1/12	
		1/6相当	

社会福祉法人などによる(民立)の場合

従来の補助率	国(拠出金), 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県, 1/8	市町村, 1/8	設置者, 4/1
放課後児童クラブ整備促進事業	国, 1/2	促進事業による支援 国, 10/10 都道府県, 1/16 市町村, 1/16 設置者, 4/1		
		1/8相当		

- ◆地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（65億円の内数）……2020年度第三次補正予算と同じ趣旨のもので、新たに「感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）」が設けられました。簡易なものを対象としており、補助基準額100万円で、利用定員に応じて補助基準額が設定されています。

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)	
子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算案 65億円の内数	
【概要】	地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。
【実施主体】	市区町村、市区町村が認めた者
【事業内容】	<p>①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）</p> <p>（「かかり増し経費」の具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金 ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること ○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 ※ 物品等の例：手洗れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、カストナーチ、カウチ、タオルなど <p>②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等</p> <p>③感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）（簡易なものを対象 補助基準額100万円）【新規】</p>
【対象事業所】	(1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
【補助基準額】	<p>①～②の合計は以下のとおり。③は1か所等当たり1,000千円以内</p> <p>(1) 1支援の単位当たり</p> <p>利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内</p> <p>利用定員60人以上 500千円以内</p> <p>(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員</p> <p>利用定員19人以下 150千円以内、利用定員20人以上59人以下 200千円以内、利用定員60人以上 250千円以内</p> <p>(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内</p> <p>※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。</p>
【補助割合】	国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3

- ◆放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業（65億円の内数）……2020年度第三次補正予算の趣旨と同じものですが、これまで「ポストコロナに向けたデジタル社会の実現」「利用児童等の入退出の管理」とあった文言が、「利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る」「連絡帳の電子化」に変更されています。

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業	
(子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算案 65億円の内数)	
○ 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る。	
1. 事業の趣旨・内容	
<p>①ICT化の推進</p> <p>連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。</p> <p>②研修のオンライン化</p> <p>都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。</p>	
2. 対象事業	
放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業	
3. 補助基準額	
1か所等当たり 500千円	
※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。	
4. 実施主体	5. 補助率
市区町村、市区町村が認めた者	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

計上所管：内閣府及び厚生労働省 年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）	令和2年度3次補正 予算案額：65億円の内数
地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)	
(子ども・子育て支援交付金)	
<p>【概要】 地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。</p>	
<p>【実施主体】 市区町村</p> <p>【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等） ②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）</p> <p>【補助基準額（案）】 ①と②の合計 (1) 1支援の単位あたり 利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内 利用定員60人以上 500千円以内 (3) 事業を実施する保育所等の補助基準額の1/2の額以内 (2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内 ※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。</p> <p>【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3</p>	

計上所管：内閣府及び厚生労働省 年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）	放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業	令和2年度3次補正 予算案額：65億円の内数
(子ども・子育て支援交付金)		
<p>○ 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。</p>		
<p>1. 事業の趣旨・内容</p> <p>①ICT化の推進 利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。</p> <p>②研修のオンライン化 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。</p>		
<p>2. 対象事業</p> <p>放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業</p>		
<p>3. 補助基準額（案）</p> <p>1か所等当たり 500千円 ※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。</p>		
<p>4. 実施主体</p> <p>市区町村</p>	<p>5. 補助率</p> <p>国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3</p>	2

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大のなかで、 必要な保育を確保するための緊急声明

2021年9月27日
全国学童保育連絡協議会

会の紹介

私たち全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織された団体です。「安心して働きつづけたい」「子どもに豊かな放課後を過ごさせたい」という保護者の切実な願いから学童保育は生まれ、私たちは1967年に結成して以来、50年以上にわたって活動を続けています。

学童保育をめぐる現状と課題

【「第5波」子ども感染が急増——学童保育の対応】

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大の「第5波」で10歳未満や10代の子どもたちへの感染が広がっています。

学童保育の現場では、感染防止のための消毒作業の徹底、生活内容の見なおしなど、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止の手立てを講じてきました。学童保育の子どもや指導員がPCR検査で陽性となった場合や、濃厚接触者と判定された場合は、自治体担当課や学校、保健所との連絡・調整、保護者への個別の連絡などの対応を図ってきました。

2021年8月末に、感染の広がりをふまえて小学校の「臨時休業」（夏休みの延長）を決めた市町村や、時差登校・分散登校をはじめた市町村もあり、学童保育現場は午前中からの開所に向けて、指導員の確保など、子どもの受け入れ態勢の構築、利用希望の確認など、対策と対応を図ってきました。

【感染拡大防止のための対応を国に求める】

学童保育では、2020年3月以降、学校が「臨時休業」していた間も、国から保育所と同様に「原則開所」を求められました。「新型コロナウイルス感染症」についての情報も不十分ななか、子どもを感染から守る方法を手さぐりしながら、自らの感染リスクのあるなかでも、子どもの日々の生活と保護者の就労を守り、社会の機能を支えてきました。

2021年度の内閣府「子ども・子育て支援交付金」には、「①小学校の臨時休業に伴い放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」「②放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」が予算計上されています。①は、小学校の臨時休業（分散登校の場合も補助対象）に伴い、午前中から運営する場合に、一支援の単位・一日あたり、計3万2000円の申請が可能であり、保護者負担は求めず、補助割合は国・都道府県・市町村3分の1。②は、市区町村が感染拡大防止を図るために学童保育を臨時休業させた場合、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について、一人・一日あたり500円を上限に財政支援するもの、補助割合は上記と同様です。しかし、学童保育は市町村事業にもかかわらず、コロナ禍において、市町村による開所・閉所の要請や運営の留意点などの指示、学校との連携も十分でないのが現状です。感染拡大に伴う利用自粛への補助がないことや、国の補助金が周知・活用されていない市町村も少なくありません。全国連協では、これらの補助金を活用するよう、地域連絡協議会を通じて市町村に働きかけています。

※全国連協は2020年3月からこれまでの間に「新型コロナウイルス感染症」学童保育にかかわる緊急申入書を7回にわたって厚生労働省に提出してきました。7月19日に提出した緊急申入書（別添1）と、8月26日に厚生労働省に提出した要望書（別添2）も参照してください。

*全国連協注：別添1【資料4】、別添2については2021年12月24日発売の『学童保育情報2021-2022』参照。

【子ども・保護者・指導員への影響】

この1年半、学童保育では感染拡大防止に努めながら子どもの安全を確保することとあわせて、子どもの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴う家庭の養育基盤の弱まりや

虐待のおそれがある場合の対応なども行ってきました。コロナ禍にあって、「孤独」「孤立」になりがち子ども・保護者をつなぐ役割を、学童保育は担っています。

感染拡大の「第5波」においては、『「学童保育でクラスターが出たんでしょ』と、保護者が買い物などで避けられる』『「昼食やおやつの中には黙食が徹底していなかった』と事実と異なる報道をされた』『首長の発言で、おやつを提供を見合わせている学童保育が増えている』など、感染拡大を心配するあまり、風評や配慮に欠ける言動も見受けられますし、「職員の方が感染し、学童保育が休所となった。今後もこの仕事を続けていいのだろうか」と苦悩する声も聞かれます。

不十分な施設環境で、感染拡大防止に精一杯取り組み、運営しているなかで、このような心ない偏見は、学童保育で日々過ごしている子どもや仕事と子育ての両立に葛藤しながら学童保育を信頼して子どもを通わせる保護者、そして、現場で子どもを守ろうと努力を続ける指導員を疲弊させ、傷つけることになると懸念します。

全国連協は、学童保育の目的・役割である「学童保育を必要とする子どもに、安全で安心して過ごせる継続的な生活の場を保障する」ために、ひきつづき、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止の手立てを講じるとともに、子どもの声をもとに学童保育における生活内容を充実させるための創意工夫が必要であると考えています。

この緊急声明は、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大をはじめ、非常時・災害時にあっても「権利としての学童保育」が保障され、子ども・保護者にとって安全安心な学童保育が実現するためものです。

コロナ禍において、支援を必要としている多くの学童保育に、地域の皆様、企業やNGO団体、諸団体などから、物資の提供をはじめ、さまざまなご支援・ご協力をいただいておりますことに、あらためて御礼を申し上げます。

私たちの要望

- ◆指導員・子どもをはじめ、必要とする関係者が、必要なときにPCR検査を受けられるよう、また、コロナ禍が収まるまで指導員が定期的にPCR検査を受けられるよう、検査体制の抜本的な拡充を図り、その検査にかかる費用は公費で負担すること。
- ◆2021年度の内閣府「子ども・子育て支援交付金」を活用し、分散登校・授業時間の時短等により、通常の開所時間より長く開所する場合の職員の人件費を保障することを自治体に周知・徹底すること。「令和2年度第3次補正予算」にひきつづき、マスクや消毒薬などの消耗品および空気清浄機などの備品を整備し、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止にかかわる経費の予算を新たに確保することにより、保育の実施・継続を保障すること。
- ◆学童保育の「臨時休業」などにとめない、職員が自宅待機となった場合は特別休暇とし、職員の給与を保障すること。
- ◆現在、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名で発出されている事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在）」を、子どもの感染拡大に対応したガイドラインとし、学童保育が安全に運営されるよう周知・徹底すること。
- ◆希望する指導員がワクチン接種を早急に受けられるよう、関係機関に働きかけること。
- ◆子どもが安全に安心して健康的に過ごせるための環境整備、感染防止の観点から、これまで狭隘な施設・大規模な子ども集団で運営されていた現状をあらため、最低でも国が示す「児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上」という施設の広さ、「おおむね40人以下」という子ども集団の規模を、すべての学童保育で実現するために、必要な代替施設の確保、継続的に運営するための施設を早急に新設・増設すること。
- ◆これらの要望を実現し、保育を必要とする子どもたちに「安全・安心な生活の場」を保障すること。

2021年7月19日

厚生労働省

大臣 田村憲久 様

全国学童保育連絡協議会
会長 西田 隆良「新型コロナウイルス感染症」
学童保育にかかわる緊急申入書

全国学童保育連絡協議会は、2020年3月から10月までの間に「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のため、学童保育にかかわる緊急申入書を6回にわたって国に提出してきました。

2021年5月下旬から、全国各地で学童保育指導員を対象に「新型コロナウイルス感染症」予防ワクチンの優先接種がはじまったとの情報が寄せられています。地域連絡協議会からの情報や報道等を見ると、当初は、予約キャンセル分を有効活用という側面が大きかったようです。その後、感染の拡大第4波では、学校や保育所などで感染が広がりましたが、12歳未満は接種の対象ではないため、子どもに接する仕事に従事する人々が接種を受けることで、感染拡大を防ぐことが期待されています。

全国学童保育連絡協議会では、2021年7月19日現在、8都府県（計264市区町村）と64市町村で優先接種が行われていることを把握しています。

しかし、全国1741市町村のうち、1620市町村で学童保育を実施している実態（全国学童保育連絡協議会調査）から見れば、大きな地域格差があります。都道府県単位でワクチンの優先接種が行われているところもまた少数です。

また、「ワクチンの確保ができずに予約取消・予約停止となった」「余剰ワクチンがあれば優先接種を行うと自治体から連絡はあったが、実際にはワクチン不足で接種のめどがたっていない」「障害のある子どもの生活の連続性を考えると、放課後等デイサービスの職員にも接種してほしい」などの情報も寄せられています。

そこで、全国学童保育連絡協議会は、学童保育で「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止をはかり、コロナ禍にある子どもたちの安全・安心を守るという役割を、学童保育が果たすことができるよう、次のことを緊急に要望します。

要望内容

1. 国として、都道府県・市町村に、学童保育指導員には優先接種（希望者のみ）が必要であるという通知を发出してください。
2. 「新型コロナウイルス感染症」拡大防止対策として、以下を予算化してください。
 - ① 「令和2年度第三次補正予算」にひきつづき、マスクや消毒薬などの消耗品および空気清浄機などの備品を整備できる予算
 - ② 指導員をはじめ、必要とする関係者に、必要なときにPCR検査を行うことができるよう、検査体制の抜本的な拡充を図り、その検査にかかる費用は公費で負担すること

指導員・学童保育施設に独自の給付をした自治体一覧 (2021年12月現在、全国学童保育連絡協議会把握分)

国の第2次補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、医療分野だけでなく、福祉分野も対象となりました。しかし、学童保育は社会を支える事業として、学校臨時休業中においても原則開所を求められる一方で、児童分野、学童保育や保育所の職員は対象外となったことから、全国学童保育連絡協議会では、2020年6月19日に厚生労働省に緊急申入書を提出し、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の対象となるよう要望しました。一方で、指導員・学童保育に独自の給付を行っている自治体があります。

A：[個人への給付] 金額、対象となる職員、対象となる勤務期間、特記事項

B：[学童保育施設への給付] 金額、給付条件など

- ◇北海道札幌市……A：一人5万円。保育所や放課後児童クラブの職員1万8000人。
- ◇岩手県盛岡市……A：一人1万2,000円のプレミアム付商品券「2020もりおかプレミアム付商品券SNS」。
- ◇岩手県滝沢市……A：一人3万円。緊急事態宣言期間（2020年4月16日～5月25日）に従事した職員（正規雇用だけでなく、非常勤、パート、アルバイトなども）。勤務日数、勤務時間は問わない。
- ◇宮城県仙台市……A：一人5万円。保育施設等（認可外保育施設を含む）、幼稚園、放課後児童クラブ、児童養護施設等職員。2020年2月21日から6月30日までの期間において、児童と接触を伴う業務に10日以上従事しており、9月1日時点で児童福祉施設等に在籍している職員（職種や勤務時間は問わない）。
- ◇宮城県石巻市……A：一人5万円。2020年3月2日から緊急事態宣言の解除前日にわたる5月31日までの間、市内の対象施設で、子どもと接触を伴う業務に通算10日以上従事し、かつ2021年3月時点で継続して従事している職員が対象。
- ◇宮城県名取市……A：一人5万円。2020年2月21日から6月30日までの間、市内の対象施設で、子どもとの接触を伴う業務に通算10日以上勤務した職員。
- ◇宮城県登米市……A：一人3万円。緊急事態宣言の発令期間中に対象施設に通算して10日間、勤務し、子どもと接触した職員（公務員を除く）。
- ◇宮城県富谷市……A：一人5万円。雇用形態不問（アルバイト含む）。2020年2月21日～2021年3月31日の間に10日以上勤務した者。
- ◇秋田県由利本荘市……A：一人最大5万円。公営の指導員（公務員）は対象ではない。
- ◇山形県……A：一人5万円。対象施設は、学童保育・保育所のほか、幅広い児童分野。公営の保育所の保育士（常勤の地方公務員）も対象。2020年4月1日から6月30日までに10日以上勤務（勤務時間は明記せず）した者が対象。この期間、勤務していて、6月30日をもって退職した場合でも、交付される。
- ◇山形県山形市……A：一人3万円。雇用形態不問（専任・パート・アルバイト・学生等）。4月7日から5月6日までの間で、平日に8日以上保育に携わった職員が対象（勤務時間問わず）。
- ◇山形県寒河江市……A：一人最大6万円。正職員一人・一か月3万円。4月～5月。
- ◇茨城県結城市……A：一人3万円。2020年4月1日から2021年5月31日の間、市内の対象施設で10日以上勤務した職員。
- ◇茨城県日立市・北茨城市・高萩市……A：一人3万円。県北部で隣接する3市が、生活圏が一緒であるとして歩調をあわせた。
- ◇茨城県ひたちなか市……A：一人3万円。
- ◇茨城県行方市……A：一人3万円。学童保育指導員をはじめ、認定こども園の職員。
- ◇茨城県東海村……A：一人3万円。雇用形態は問わない。★汎用型のプリペイドカード「クオカード」。
- ◇栃木県足利市……A：一人1万円。学童保育指導員、民間保育所・幼稚園の職員（申請日時点において対象期間から継続して雇用契約を結んでいる者）。4月16日から5月14日までの間、通常運営すべき日数の8割以上を開設した事業所と雇用契約を結んでおり、対象期間に勤務実績のある者。

B：1事業所10万円。「明日の笑顔プロジェクト」（子どもの居場所を支援する事業）放課後児童クラブ・民間保育園・放課後等デイサービス・認定こども園など103の事業所に5月末に支給。

- ◇群馬県桐生市……A：一人5万円。公立施設をのぞいた、保育所、認定こども園、学童保育、児童福祉法に規定する児童福祉施設に勤務する職員（市外の施設も対象、職種による制約はない）。2月11日から6月30日までの間に桐生市民として対象施設に通算10日以上勤務。7月10日において、本市の住民基本台帳に記録されている者。
- ◇群馬県伊勢崎市……A：一人5万円。市内の学童保育の従事者（市外在住者も含む）のうち、2020年3月4日から5月31日までの間に10日以上勤務し、子どもと接触した職員。すでに退職した方も含む。
- ◇群馬県沼田市……A：一人5万円。市在住で、近隣の市町村内の事業所で勤務する場合も対象。4月1日から7月31日までに10日以上勤務した者が対象。
- ◇群馬県渋川市……A：一人1万円。2020年4月16日から6月30日までの間に、10日以上勤務し、子どもと接触した職員。接触とは、「身体的接触に限らず、対面する、会話する、又は同じ空間で作業する場合を含み、その頻度は問わない」。すでに退職した方を含む。
- ◇群馬県みどり市……A：一人5万円。2020年3月2日から5月31日までの間に通算10日以上勤務した職員。施設の所在地は、市内・市外を問わない。公営の施設は除く。2020年3月2日から5月31日までの対象期間、みどり市に住民登録があり、かつ2020年12月7日（基準日）において、みどり市に住民登録がある人。
- ◇埼玉県加須市……A：一人1万円。民間放課後児童クラブでの保育に従事した正職員。4月から6月までの期間に「1日の勤務時間が4時間30分以上」「1か月の勤務日数が20日以上」の2つを満たす月が1月以上ある者。
- ◇埼玉県本庄市……A：一人最大3万円。対象は指導員ではなく、学童保育を運営する事業者。「緊急事態宣言」期間に、実際に勤務した日が延べ10日以上に従事者の数に3万円を乗じた額、および、「緊急事態宣言」期間に勤務日が延べ10日未満の従事者の数に1万円を乗じて得た額。
- ◇埼玉県朝霞市……B：市内の対象施設（公営を除く）に従事する者。各施設の職員配置基準に定められた職員数に5万円を乗じた額を施設に給付。従事者への支給金額は、各施設で職種等を勘案し決定のうえ、支給。
- ◇埼玉県上里町……B：一事業所5万円。2020年4月1日現在、町内で障害福祉、児童福祉、高齢福祉、幼児教育を実施していて、町が認めている事業所。
- ◇千葉県松戸市……A：一人最大6万円。一人当たり月1万円（主任は2万円）、補助員へも支給。4月～6月の3か月間。
- ◇東京都練馬区……A：一人2万円。公営の指導員（公務員）は対象ではなく、公設民営・民設民営で放課後児童健全育成事業の届出をしている学童保育の職員。2回目の給付。A：一人3万円。民間の保育園や学童保育で働く職員（雇用形態・勤務日数・勤務時間を問わず）。対象は約9,000人。
- ◇神奈川県藤沢市……A：一人5万円。最初に緊急事態宣言が発令されるなどした「第1波」の時期（2020年3月2日～6月30日）、同宣言の再発令など「第3波」の時期（2021年1月4日～3月31日）に対象施設に勤務した職員が対象。
- ◇神奈川県三浦市……A：一人2万円。
- ◇神奈川県南足柄市……A：一人5万円。放課後児童クラブで児童と接した者（勤務時間は問わない）。現在退職している者でも、対象期間に勤務していれば交付対象。2020年1月15日から6月30日までの間に延べ10日間勤務。5月中は教員が子どもの保育を行っていたので、教員も慰労金の対象になることが推測される。
- ◇新潟県新潟市……A：一人最大6万円。正規職員・臨時職員を問わず。新潟県学童保育連絡協議会では、全国連協から発信された、先行して自治体独自の給付が行われた情報を市の担当課に届けていた。
- ◇福井県……A：一人5万円。学童保育指導員はじめ、保育士、児童養護施設・乳児院など児童福祉施設の職員。県内で感染がはじめて確認された3月18日から6

月30日までに、子どもと直接接する業務に10日間従事した者に支給。勤務時間、資格の有無は問わず。

- ◇静岡県 …… A：一人5万円。2020年11月1日から2021年3月31日までの間に市内の対象施設で通算して10日以上勤務した者。現在は退職した人も申請できる。
- ◇愛知県 …… B：10万円。緊急事態宣言下で開所した保育園、学童保育、「全児童対策事業」のトワイライトスクールなどに、応援金として給付。
- ◇愛知県名古屋市 …… B：1事業者ごとに5万円。保育園、学童保育、「全児童対策事業」のトワイライトスクールなど。
- ◇愛知県津島市 …… B：一施設あたり10万円。指導員の手元に届くように注意喚起。
- ◇三重県 …… A：一人5000円。電子マネー「みえ子育てWON」。
- ◇京都府福知山市 …… A：一人3万円。
- ◇大阪府摂津市 …… A：一人1万円。民間の福祉施設職員に支給。学童保育は2020年4月から市内10か所中3か所が民間委託となった。委託された学童保育の指導員には支給されたが、7か所の公営の指導員は対象外。
- ◇大阪府熊取町 …… A：一人3万円。町内の民間の保育士（公立は臨時職のみ）、学童保育従事者に給付。
- ◇大阪府河南町 …… A：一人2万5000円。町内在住の保育等従事者（学童保育指導員含む）を対象に、緊急事態宣言中に10日以上勤務した者。町内在住が要件で、他市町村で勤務している場合も対象（勤務証明が必要）。他市町村の公営学童保育で勤務する指導員（公務員）も対象となったが、他市町村在住で、河南町内の保育・学童保育に勤務する従事者は対象外となった。
- ◇奈良県奈良市 …… A：一人5000円分の商品券。2020年3月6日（奈良市患者1例目発症日）から6月30日までの期間に対象施設に10日以上勤務した者かつ2020年8月1日時点で在籍している職員。
- ◇和歌山県 …… A：一人2万円。2020年4月1日から2021年3月31日までの間、市内の対象施設で、子どもと一定程度接する業務に通算60日以上従事した者（ただし、2021年4月1日時点で、公立園に従事する者は除く）1団体10名が上限。現在は退職した職員等を含む。
- ◇島根県 …… A：一人5万円。学童保育指導員はじめ、保育士、認定こども園・児童養護施設・乳児院など児童福祉施設の職員。3月2日から5月25日までに5日以上勤務した者で、4月1日時点で在籍している職員。勤務時間、資格の有無は問わない。県と市で2分の1ずつ負担。
- ◇岡山県倉敷市 …… B：一支援の単位に25万円以内の支給（一人最大5万円）。3月2日から5月31日に保育業務に従事した職員が対象。5万円を上限として、この範囲でどのように支給するかは、各事業所に任される。7月1日以降に支給されるものが補助金の対象。市は、議会の意見により、事例を示す。
- ◇山口県 …… A：一人5万円。
- ◇福岡県北九州市 …… B：一人最大2万円。3クラス以下のクラブで、一施設あたり25万円、4クラス以下のクラブで、一施設あたり50万円。用途は、クラブの職員（非正規職員を含む）に対する特別給付金（人件費）及びこれに係る経費（法定福利費）とされていて、人件費については、一人あたり2万円までを目安。市連協として、慰労金についての要望をしていた。
2回目の給付。B：1クラスあたり10万円。非正規職員を含む職員。給付金として、もしくは法定福利費などの経費にも用いることができる。市から運営委員会への委託料として支払うので、手続きは不要。
- ◇福岡県飯塚市 …… A：一人あたり3万円。放課後児童クラブ、保育所、保育園、認定こども園、届出保育施設に勤務する者で、つぎのいずれかに該当する者。ア 保育施設等を運営する事業者と雇用関係がある者。イ 保育施設等を運営する事業者と雇用関係がない者のうち、児童または乳幼児と接触機会があり、アに定める者と協力して感染防止に取り組んでいる者。2020年5月1日の時点で、市内の保育施設等の従事者で、2020年4月7日以降の勤務実績があること。通常、1週間あたり20時間以上勤務する者であること。基準日以降引き続き

2月以上当該保育施設等に勤務、または勤務する見込みであること

- ◇福岡県行橋市……A：一人あたり5万円。B：放課後児童クラブ職員のうち児童との接触を伴う業務に従事する者。2020年10月1日において業務に従事する者で、2020年4月7日から6月30日までに延べ10日間以上の勤務した者。
- ◇福岡県小竹町……A：一人最大3万円。放課後児童支援員は3万円、補助員は1万5000円。2020年3月から5月までに勤務した者。
- ◇福岡県鞍手町……A：一人5万円。2020年4月1日以降、勤務した者。2020年3月4日以降、6月30日での勤務時間が75時間以上である者。
- ◇福岡県添田町……A：一人最大1万円(職員支援金)、および一施設に10万円(事業所支援金)。週20時間以上の勤務者一人あたり1万円、週20時間未満の勤務者一人あたり5000円。学童保育のほか、保育所・幼稚園、医療機関、高齢者福祉施設・障がい者福祉施設等、救護施設が対象。
2回目の給付。A：一人最大1万円。週20時間以上の勤務者一人あたり1万円、週20時間未満の勤務者一人あたり5000円。2020年7月1日から同年9月30日までの間に従事した者と、2020年4月1日時点で添田町住民基本台帳に記載があり、2020年4月1日から同年9月30日までの間に、町外の福祉事業所等で従事した者。
- ◇福岡県福智町……A：一人5万円。2020年6月1日時点で、福智町放課後児童健全育成施設設置条例で定める施設の運営主体と雇用関係にある者。2020年4月1日以降、週20時間以上の勤務を継続して8週以上行う者、または、その見込みがある者が対象。
- ◇佐賀県……A：一人6万円。医療・介護・福祉・保育の現場へ佐賀型エール支援金(県支援金)を給付。2020年7月1日から2021年3月31日までの間に、通算して20日以上勤務した従事者等であること。
- ◇長崎県西海市……A：一人5万円。学童保育、認定こども園・保育所・小規模保育事業所の職員。学童保育は2020年3月4日から同年6月30日までの間、認定こども園・保育所・小規模保育事業所は、2020年3月14日から同年6月30日までの間、10日以上勤務実績のある方。勤務形態・職種の別は問わない。現時点で退職していても、上記の条件に該当すれば対象となる。応援金として給付され、所得税法の非課税規定にもとづき、非課税所得に該当する。
- ◇大分県臼杵市……A：一人5万円分の市内で使える買物券。2020年8月31日時点で市内の対象施設に勤務し、2020年3月3日から2020年8月31日までの間に通算して10日以上勤務した職員。
- ◇大分県宇佐市……A：一人5万円分の「応援券(市内店舗等で利用できる商品券)」。
- ◇沖縄県宮古島市……A：一人5万円。医療従事者のほか、保育所や認定こども園、学童保育等の職員、障害福祉サービス事業所・施設、介護サービス事業所・施設で働く者。市に住所を有し、7月以降に島内で5日以上勤務した者。従事する業務の内容によって給付額に差異は設けず。
- ◇沖縄県金武町……A：一人1万円のプレミアム商品券。

指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、 資格の設けられた指導員の処遇改善を

○ 学童保育の役割、生活づくりと指導員の仕事

学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なっていますし、興味や関心もさまざまです。指導員には、学童保育での生活がスムーズに営まれて、子ども一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるように、それぞれの年齢や発達過程に応じたかかわりを持ち、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」として認識し、必要な期間、自ら進んで通いつづけられるように支え・援助することが求められます。

私たちは、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、子どもや保護者ととも生活づくりを進めるうえで指導員の担う仕事を、つぎのように整理しています。

- (1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。
 - ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること
 - ② 子どもの安定した生活を保障すること
 - ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
 - ④ おやつを提供すること
 - ⑤ 施設外保育に努めること
 - ⑥ 外出・地域との交流に努めること
- (2) 家庭との連絡・協力を図る
- (3) 関係機関との連携を図る

指導員は、子どもや保護者に直接かかわるほかにも、「保育内容の記録」「保育の打ち合わせ」「保育計画（見通し）の作成と振り返り、まとめ」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討」など、さまざまな仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。そのほかにも、施設の維持・管理など学童保育を円滑に運営するための実務を指導員が担っている現場も多くあります。

○ 指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です

学童保育では、「年齢や発達の異なる子ども一人ひとりと子ども全体にかかわることを、同時に、または並行して行う必要があること」「安全を守る場面や、ケガへの対応やいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」「個別に特別な援助が必要な場合があること」「小学1年生から6年生までの子どもの発達・特性を継続的に把握したかかわりが求められること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子供教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく、専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、多くの場合、指導員は分担、連携しながら子どもたちとかがわります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員と一緒に保育にあたっていることもあります。子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営をすすめることが大切です。

また、指導員が子どもと安定的に継続的なかかわりをもてるようにするためにも、長期に安定した雇用が確保される必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚とともにたしかめることは、指導員が専門的な知識と技能を高めていくことにもつながります。

○ 指導員の国の資格「放課後児童支援員」が定められました

国は、2012年改正、2015年施行の児童福祉法で「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数」、つまり指導員の資格と配置基準については、市町村が「従うべき基準」であることを定めました（残念ながら、2020年に「参酌基準」に改定）。2014年4月に公布した「省令基準」では、指導員の資格と配置基準が示され、学童保育には「放課後児童支援員を置かなければならない」こと、放課後児童支援員の数は、基本的には「支援の単位ごとに2人以上置くこと」とされています。

資格を取得するには、保育士や社会福祉士、教諭などの有資格者、大学で一定の決められた課程を履修したもの、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者などの9項目（2018年4月

より、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」も基礎資格として追加され10項目)のいずれかに該当する者が、都道府県(2019年4月から政令市、2020年4月から中核市も実施できることになった)が実施する「放課後児童支援員都道府県認定資格研修」(以下「認定資格研修」)を受講し、修了することが必要とされています。

○ 国が「常勤」の指導員の配置を検討、処遇改善の動き

かつて、国が積算する人件費の補助単価は、平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていたため(指導員一人当たり174万円程度で計算)、雇用は不安定で労働条件は劣悪でした。

2014年度、内閣府で「保育緊急確保事業」が予算化され、学童保育の指導員の処遇改善に係る費用が予算化されました(「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」)。

しかし、この事業が年度途中からはじめられたこと(そのため、市町村や都道府県が3分の1の負担分を予算化できなかった)、事業名から事業内容を理解するのが困難だったことなどがあって、実際に申請した市町村は2割にとどまませんでした。

そこで、2015年度より事業名を「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に変更し、2014年度と同様に、非常勤職員に係る賃金改善経費の上乗せを行うために必要な経費の補助とあわせて、「常勤職員」を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助を行うための予算が計上されました。この事業は、2016年度以降も継続されています。

○ 2017年度予算では、職員の人件費増額、資格・経験等に応じた処遇改善も

2017年度予算では、学童保育の運営実態をふまえて職員の人件費を見直し、運営費補助基準額が増額されました。これまでは、最低賃金による日額単価で算出されていた職員(一人当たり年額約181万円)3人分の人件費のうち、一人分が福祉職俸給表にもとづき、月額単価(年額約310万円)で算出されることになりました。

また、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が実施されています。

○ 「放課後児童対策に関する専門委員会」の議論では

厚生労働省社会保障審議会児童部会に設置された「放課後児童対策に関する専門委員会」(座長 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授)が2018年7月に公表した中間報告書では、「3. 放課後児童クラブの今後のあり方 (2) 質の確保 ① 放課後児童クラブに求められるもの」として、「運営指針が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上に、より一層取り組む必要がある。そのためには、運営指針で示された育成支援の内容について、現場で育成支援を行う放課後児童支援員等への研修を十分に行い、理解を深めていくことが必要である」と述べられています。

また、「② 放課後児童支援員のあり方・研修について」にも、「放課後児童支援員の職務には、子どもとの直接的な関わりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡など、様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう、放課後児童支援員の処遇改善が望まれる。また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」と述べられています。

○ 行き渡らない指導員の処遇改善、有資格者の就労継続のために支援を

一部の市町村では、国が設けた2つの事業を活用して、学童保育指導員の処遇改善を行い、「常勤職員の複数配置」が進められ、指導員が子どもや保護者への理解を深め、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。

一方、多くの地域では、いまなお、指導員の仕事を「ただ、子どもを見ているだけ」「子どものいる時間帯だけの勤務でよい」との認識があり、指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低く、そのため、離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足も深刻です。また、短時間雇用も多く、入れ替わりが激しいことから、継続して子どもや保護者とかがかわれないなどの課題を抱えています。

大人数の指導員が短時間勤務だけで仕事を担っていると、継続的に子どもとかがかわり、責任を持って保育を行うことが困難になります。申し送りや記録があったとしても、子どもの様子

を十分に把握することはむずかしく、一人ひとりにていねいにかかわること、子どもを多角的に理解することは困難です。公営の学童保育では、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると、学童保育指導員だけの処遇を上げるわけにはいかない」といったことを理由に、処遇改善がすすまない市町村もあります。

また、指導員が、「扶養の範囲で働きたいので、時給が上がるなら勤務時間数を削減する」「社会保険加入の対象とならないよう、勤務時間数を削減する」ことを希望している場合もあり、処遇改善につながらない実態もあります。

「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という考え方をもとにした指導員の確保策では、この事業は成り立ちません。指導員の役割や仕事内容についての認識を変えないまま、働き方や処遇の改善に着手せず、「人材確保に苦慮している」との理由で基準を引き下げていては、なり手がいないのは当然のことと言えます。

厚生労働省の2020年7月1日現在の実施状況の調査によれば、放課後児童支援員等の数は、常勤職員・非常勤職員以外をあわせて16万5,725人、そのうち「認定資格研修」を受講した者の数は8万6,677人です。「認定資格研修」を修了して有資格者となった指導員が就労継続できるための制度の拡充が必要です。

学童保育の子どもたちに安全・安心な生活を保障し、責任をもってかかわるには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に雇用されること、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることなどが不可欠です。しかし、現状では、それを保障するような勤務条件、待遇でないところが少なくありません。全国連協の2018年実態調査では、つぎのことがわかりました。

○ いまだ多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪

週20時間以上勤務する指導員（この調査で集計された指導員数10,331人のうち、回答したのは4,972人）について、勤務時間、年収、仕事内容、経験年数、待遇等を調査しました。

個別調査 2017年度の年間勤務実績

	2018年調査	参考・2012年調査
～1000時間	899 (18.08%)	43.0%
1001～1500時間	1,896 (38.13%)	30.8%
1501～2000時間	1,379 (27.74%)	20.3%
2001時間以上	455 (9.15%)	5.9%
無回答・回答無効	343 (6.90%)	
合計	4,972	

【勤務時間】

1日6時間以上勤務の指導員が増えたものの、依然として6時間未満の指導員が5割以上を占める（56.21%）。

年間の勤務時間が1500時間以下の指導員だけで構成されている職場が3割以上ある。

個別調査 年間勤務実績からみる職場における指導員の構成（総数1844）

職場に年間の勤務時間が1500時間以下の指導員しかいない	634 (34.60%)
1501時間以上勤務する指導員と1500時間以下の指導員がいる	838 (45.60%)
1501時間以上勤務する指導員ばかりで構成されている	372 (20.20%)

個別調査 年収（4972）

50万円未満	171 (3.44%)
50万円以上～100万円未満	809 (16.27%)
100万円以上～150万円未満	1,428 (28.72%)
150万円以上～200万円未満	712 (14.32%)
200万円以上～250万円未満	731 (14.70%)
250万円以上～300万円未満	391 (7.86%)
300万円以上～350万円未満	206 (4.14%)
350万円以上～400万円未満	79 (1.59%)
400万円以上	148 (2.98%)
無回答・回答無効	297 (5.97%)
合計	4,972

【年収】

調査対象を週20時間以上勤務する指導員にしたにもかかわらず、約半数の指導員は年収150万円未満、「ワーキングプア」と言われる年収200万円未満の指導員が約6割。

年収150万円未満の職員のみで構成されている	807 (43.8%)
年収250万円以上の職員が複数在籍している	237 (12.8%)

【賃金】時給月給が約半数、月給が4割。

個別調査 賃金形態 (4776)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
月給	2,132 (42.88%)	59.0%	48.2%	58.8%
日給月給	195 (3.92%)	2.2%	7.7%	7.8%
時給月給	2,419 (48.65%)	38.2%	43.6%	31.8%
その他	27 (0.54%)	0.6%	0.5%	1.6%
無回答・回答無効	199 (4.00%)			
合計	4,972			

【指導員の仕事内容】

指導員の仕事は、子どもや保護者に直接かかわるほかにも、多岐にわたる。(複数回答)

個別調査 仕事内容 (4972)

学校との情報共有	3,198 (64.32%)
保護者への連絡・情報共有	4,159 (83.65%)
防災・防犯対策	3,765 (75.72%)
要望・苦情への対応	3,129 (62.93%)
児童虐待早期発見への取り組み	3,564 (71.68%)
地域組織との情報交換や相互交流	2,113 (42.50%)
児童館やその他公共施設等の積極的活用	1,909 (38.40%)
地域住民との連携、協力	1,989 (40.00%)
地域の保健医療機関等との連携	1,203 (24.20%)
虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議	1,445 (29.06%)
放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加	892 (17.94%)

個別調査 指導員としての経験年数

	2018年調査	参考 2012年調査
2年未満	972 (19.55%)	31.6%
2年以上3年未満	616 (12.39%)	13.2%
3年以上5年未満	843 (16.95%)	18.9%
5年以上10年未満	1,177 (23.67%)	22.7%
10年以上20年未満	1,000 (20.11%)	13.6%
20年以上	214 (4.30%)	調査なし
無回答・回答無効	150 (3.02%)	
合計	4,972	

【指導員の経験年数】

経験年数5年未満の指導員が約半数、すべての職員が経験年数3年以上の職場は約3割。

職場において、全員の職員が	585
経験年数3年以上	(31.72%)
職場において、全員の職員が	104
経験年数3年未満	(5.64%)

【国や市町村による指導員の処遇改善のための取り組み】

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を利用した自治体は20.18%、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を利用した自治体は18.49%。ともに80%前後の自治体が活用していない。

市町村調査 処遇改善の取り組み

	放課後児童支援員等 処遇改善等事業	放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	参考:2017年実績 処遇改善/キャリアアップ
利用した	227 (20.18%)	208 (18.49%)	297(18.38%)/ 213(13.18%)
利用しない	885 (78.67%)	904 (80.36%)	
無記入	13 (1.16%)	13 (1.16%)	1,319(81.62%)/1,403(86.82%)
合計	1,125	1,125	

(割合は学童保育を実施していた1616市町村のうちの割合)

(2017年実績は、2018年3月20日開催 全国児童福祉主管課長会議資料より)

【国や市町村による指導員の人材確保のための取り組み】

募集を中心に組み込まれている。しかし「給与面の改善」については26.13%に留まっている。
市町村調査 指導員の人材確保にあたって、計画・予定していること
 (複数回答) (1,125)

	公営
ホームページ	314 (27.91%)
自治体の広報誌	396 (35.20%)
給与面の改善	197 (17.51%)
ハローワーク	404 (35.91%)
求人業者	74 (6.58%)
その他	106 (9.42%)
無回答	53 (4.71%)

【待遇】

待遇は依然として改善されず、悪化している。

個別調査 昇給制度、退職金制度 (4972)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
昇給制度あり	1,978 (39.78%)	48.1%	46.7%	47.9%
退職金制度あり	1,187 (23.87%)	38.4%	28.7%	41.5%

個別調査 手当(4972)

通勤手当	3,463 (69.65%)
時間外手当	3,024 (60.82%)
休日手当	1,383 (27.82%)
住宅手当	222 (4.47%)
扶養手当	295 (5.93%)
役職手当	741 (14.90%)
ない	490 (9.86%)

個別調査 労働保険、社会保険、就業規則、雇用契約書、健康診断 (4972)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
労働保険の加入あり	3,744 (75.30%)	91.4%	80.5%	75.9%
社会保険の加入あり	2,828 (56.88%)	63.5%	62.5%	61.8%
就業規則あり	4,069 (81.84%)	85.1%	79.5%	78.2%
雇用契約書あり	4,130 (83.07%)	-	-	-
健康診断の保障あり	3,798 (76.39%)	-	-	-

【研修】

指導員に研修を受講させる市町村は7割以上と増えてきたが、研修機会のないままに現場に立つ指導員もいる。

市町村調査 自治体主催の研修の有無 (複数回答) (1,125)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査
都道府県主催	478 (42.49%)	596 (40.71%)	448 (29.59%)
市町村主催	362 (32.18%)		
新任・現任研修がない	419 (37.24%)	868 (59.29%)	1,066 (70.41%)
無回答	25 (2.22%)		

市町村調査 自治体主催の新任研修の有無

(2018年度調査については複数回答) (1,125)

2018年調査		2012年調査	2007年調査
あり	313 (27.82%)		
都道府県主催	212 (18.84%)	190 (13.01%)	146 (9.75%)
市町村主催	118 (10.49%)		
なし	787 (69.96%)	1270 (86.99%)	1352 (90.25%)
無回答	25 (2.22%)		
合計	1,125	1,460	1,498

市町村調査 自治体主催の研修以外に研修・学習の機会の保障や援助があるか (1,125)

参加費・受講料の保障	269 (68.97%)
勤務として給与が発生	298 (76.41%)
代替職員の確保	106 (27.18%)
交通費・交通手段の保障	298 (76.41%)
その他	24 (6.15%)

個別調査 そのほかの研修・学習の機会の保障や援助 (複数回答)

研修費の保障	3,345 (67.28%)
研修を勤務に位置付け	3,376 (67.90%)
代休の保障	1,551 (31.19%)
交通費の保障	3,589 (72.18%)
交通手段の確保	3,460 (69.59%)
研修の紹介	1,275 (25.64%)
何も無い	132 (2.65%)

○ 指導員の仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすために

全国連協は、指導員が自らの仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかられること。
- ◎子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎指導員の勤務時間として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

令和2年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況 (子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村															
1	北海道	7	札幌市①②	帯広市①	江別市①	函館市①	鷹栖町①	更別村①	名寄市②									
2	青森県	4	新郷村①	田子町①	藤崎町①②	三戸町①												
3	岩手県	9	盛岡市①	滝沢市①②	一関市①	奥州市①②	陸前高田市①	北上市①②	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①							
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②														
5	秋田県	3	能代市①	鹿角市①	潟上市②													
6	山形県	14	山形市①②	庄内町①	天童市①②	大石田町①②	遊佐町①②	鶴岡市①②	米沢市①②	長井市①	村山市①	酒田市①						
7	福島県	3	福島市①②	会津若松市①②	いわき市①②													
8	茨城県	9	ひたちなか市①②	小美玉市①	水戸市①	石岡市①	北茨城市①	常陸大宮市①②	かすみがうら市①②	大洗町①	東海村①							
9	栃木県	8	那須塩原市①	大田原市①	日光市①②	足利市①	佐野市①	栃木市②	矢板市②	野木町②								
10	群馬県	17	伊勢崎市①	邑楽町①	安中市①	榛東村①	下仁田町①	みなかみ町①	明和町①	沼田市①	館林市①②	太田市①						
11	埼玉県	41	富岡市①	蕨田市①	渡川市①	前橋市①	高崎市①	玉村町②	桐生市②									
12	千葉県	12	さいたま市①②	熊谷市①②	深谷市①②	越谷市①②	鴻巣市①②	東松山市①	戸田市①②	朝霞市①	和光市①②	新座市①						
13	東京都	8	飯能市①	秩父市①	本庄市①②	加須市①②	幸手市①	富士見市①	三郷市①②	鶴ヶ島市①②	ふじみ野市①	白岡市①						
14	神奈川県	12	日高市①②	橘川市①	久喜市①	小川町①	滑川町①②	ときがわ町①②	伊奈町①	川島町①	吉見町①	上里町①						
15	新潟県	2	杉戸町①	宮代町①	寄居町①	行田市②	草加市②	上尾市②	草加市②									
16	富山県	5	北本市②															
17	石川県	8	船橋市①	千葉市①	八千代市①	成田市①	習志野市①	鶴川市①②	鎌ヶ谷市①	四街道市①	印西市①②	酒々井町①②						
18	福井県	0	野田市①	市川市②														
19	山梨県	1	板橋区①②	新宿区①	葛飾区①②	多摩市①	武蔵野市①②	青梅市①②	調布市②	町田市②								
20	長野県	4	藤沢市①	茅ヶ崎市①②	伊勢原市①	三浦市①	逗子市①	平塚市①	横須賀市①	鎌倉市①②	綾瀬市①	相模原市①						
21	岐阜県	5	横濱市②	葉山町②														
22	静岡県	4	新潟県	上越市①	燕市①													
23	愛知県	15	富山県	富山市①	高岡市①	水見市①	射水市①	舟橋村①										
24	三重県	11	石川県	白山市①②	野々市市①	津幡町①	七尾市①	金沢市①	小松市①	加賀市①	羽咋市②							
			福井県															
			山梨県	北社市①														
			長野県	須坂市①	佐久市①	松本市②	上田市②											
			岐阜県	瑞浪市①	惠那市①②	岐阜市①	中津川市①	大垣市②										
			静岡県	焼津市①	掛川市①	伊東市①②	島田市①②											
			愛知県	豊川市①	大山市①	津島市①②	長久手市①	尾張旭市①②	豊明市①	知立市①	東海市①	名古屋市①②	豊橋市①②					
			三重県	瀬戸市①	春日井市①	一宮市①	岡崎市①	大府市②										
				四日市市①	津市①②	鈴鹿市①	松阪市①②	熊野市①	龜山市①②	川越町①	志摩市①	朝日町①	多気町①					
				御浜町②														

※①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ※②…非常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

令和2年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況 (子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村															
25	滋賀県	10	近江八幡市①	栗東市①	長浜市①	湖南市①②	高島市①	大津市①	竜王町①	日野町①②	東近江市①②	洲洲市②						
26	京都府	1	向日市①															
27	大阪府	11	枚方市①	茨木市①	守口市①	堺市①	泉南市①	大阪狭山市①	熊取町①②	河内長野市①	寝屋川市①	富田林市①						
28	兵庫県	7	豊中市②															
29	奈良県	7	宝塚市①	播磨町①	三木市①	川西市①	明石市①	神戸市①②	西宮市①②									
30	和歌山県	8	奈良市①	生駒市①	田原本町①②	桜井市①	橿原市①	天理市①	御所市②									
31	鳥取県	1	橋本市①	串本町①②	新宮市①	湯浅町①	御坊市②	海南市②	広川町②	有田川町②								
32	鳥根県	2	鳥取市①															
33	岡山県	7	大田市①②	雲南市②														
34	広島県	0	岡山市①②	瀬戸内市①	倉敷市①②	総社市①	赤磐市①	勝央町①	吉備中央町①									
35	山口県	0																
36	徳島県	6	山口県	徳島市①	石井町①②	神山町①	吉野川市①	小松島市①②	美馬市①									
37	香川県	1	徳島県	高松市①②														
38	愛媛県	0																
39	高知県	2		香美市①	高知市①													
40	福岡県	5		大木町①	志免町①②	粕屋町①	鞍手町①	行橋市①										
41	佐賀県	3		有田町①	嬉野市①	武雄市①												
42	長崎県	11		諫早市①	佐世保市①	大村市①	長崎市①②	長与町①	西海市①②	時津町①	東彼杵町①	五島市①	川棚町①					
43	熊本県	15		波佐見町①														
44	大分県	1		天草市①	玉名市①	宇土市①	阿蘇市①	合志市①②	菊池市①	湯前町①	益城町①	山都町①	御船町①					
45	宮崎県	3		あさぎり町①	菊陽町①	玉東町①	八代市①②	水俣市①										
46	鹿児島県	12		中津市①②														
47	沖縄県	23		都城市①	延岡市①	串間市①												
				霧島市①	薩摩川内市①②	曾於市①	長島町①②	南さつま市①②	東串良町①	錦江町①	南大隅町①	肝付町①	鹿屋市①②					
				阿久根市①	出水市①													
				沖繩市①②	名護市①	糸満市①②	豊見城市①	浦添市①	石垣市①	嘉手納町①	南城市①	今帰仁村①②	金武町①					
				国頭村①	北谷町①②	西原町①②	大宜味村①	八重瀬町①	南風原町①②	久米島町①	与那原町①	うるま市①②	宮古島市①②					
				那覇市①	宜野湾市①	本部町②												
合計		340(20.9%)	※()内はクラブ実施市区町村数(1,623市区町村)に対する割合である。															

※①の合計: 301市区町村 ②の合計: 126市区町村 ③の合計: 87市区町村

(出典: 2021年1月全国厚生労働関係部局長会議資料)

第9次地方分権一括法による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化と「施行後3年」の見直し

国は2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「省令基準」）を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区も含む。以下同じ）が最低基準となる条例を定めました。子どもに直接かかわる指導員の資格と配置基準については、「従うべき基準」として定められました。

○ 地方分権改革の動きから2018年12月の閣議決定、第198回通常国会へ

しかし、一部の自治体から人手不足の解消策を基準の緩和に求める動きが生じ、2017年12月26日に、「従うべき基準」として定められた放課後児童支援員の「資格」と「配置基準」を廃止または「参酌化」することの議論を、「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」ことが閣議決定されました。

このことを受けて、全国連協は「従うべき基準」を堅持するため、さまざまに取り組みました。しかし、2018年11月19日に開催された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」で、「『従うべき基準』については、現行の基準の内容を『参酌すべき基準』とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との方針が示されました。この対応方針案は、同年12月25日に閣議決定され、学童保育の「従うべき基準」の「参酌化」を含む児童福祉法改定は、第9次地方分権一括法案として第198回国会（2019年1月28日～6月26日）で審議されました。

○ 「第9次地方分権一括法」による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化

「省令基準」策定からわずか5年の2019年5月、「第9次地方分権一括法」が成立し、児童福祉法の改定により、「従うべき基準」として定められた「放課後児童支援員の資格および配置基準」は参酌化され、2020年4月1日に施行されました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）
(2019年5月31日成立)

第9条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を次のように改正する。

第34条の8の2 第2項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。3 第2条、第4条、第9条及び第12条の規定並びに附則第5条及び第6条（第1号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成32年4月1日（放課後児童健全育成事業に関する検討）

第5条 政府は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行後3年を目途として、第9条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

* 衆議院地方創生に関する特別委員会、参議院内閣委員会で議論され、付された附帯決議のうち、学童保育にかかわる内容はつぎのとおりです（衆議院と異なる点は下線部）。

* * *

- 1 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 2 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従

事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査（については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、）の実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

- 3 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 4 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告聴取、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

○ 経過措置後の資格の取り扱いについて

2015年4月に設けられた「省令基準」は附則で、「（職員の経過措置）第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中『修了したもの』とあるのは、『修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）』とする」と定めていました。これは、2020年3月31日までは、「放課後児童支援員認定資格研修」（以下「認定資格研修」）を受講する前であっても、基礎要件のいずれかに該当して「修了することを予定している者」を「放課後児童支援員」とみなすことを意味しています。

これは本来、十分な人数の現任の指導員が「認定資格研修」を受講し、その後、就労を継続することによって基準を満たすことを前提として設けられた「経過措置」です。また、2018年7月に提出された、厚生労働省の「総合的な放課後対策にむけて 社会保障審議会児童部会放課後児童に対する専門委員会 中間取りまとめ」では、「放課後児童支援員の人材を確保する観点から、大学等における養成のあり方などについて研究を進めていくことを考えられる」と報告しています。

しかし、経過措置の終了時点で、十分な人数の指導員が「放課後児童支援員」となり、就労継続ができていれば、長期休暇中の1日保育も含めて開所時間のすべてに配置することができず、学童保育の新設や、学卒者の新規採用、退職による欠員を補う対応が必要です。

全国連協では、指導員の資格制度および配置基準を堅持したうえで、経過措置の終わる2020年4月1日からは学童保育を運営するためには有資格者の配置が必要なこと、現任指導員が資格取得したのち、就労を継続することが重要だという前提で、2021年8月26日に厚生労働省に提出した要望書では、つぎのように要望しました。

7 (6) 従うべき基準の参酌化に伴う「経過措置」後の資格の取り扱いについて

国は、2020年4月からの「従うべき基準」の参酌化に伴い、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の見直しを行い、「経過措置」として「放課後児童支援員」の基礎要件を満たしている者については、2023年3月末までに「認定資格研修」修了の計画があるものに関しては「放課後児童支援員」とみなし、補助基準額どおりの補助を行うとしています。しかし、上記大学等での養成課程による資格取得の仕組みがない中で、新卒と同時に有資格者として学童保育に従事することはできません。しかし、退職にともなう有資格者の確保や、新しい学童保育開設のための職員確保も必要です。こうした状況を踏まえ、大学等での養成課程による資格取得の仕組みができるまでの間、採用後すみやかに「認定資格研修」を修了することを前提として、有資格者としてみなしてください。

厚生労働省は「省令基準」の内容は変えず、「基礎資格を有する研修未受講者は参酌化施行後3年の見直しまでの間（令和4年度末まで）に研修修了を予定している者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助」するとしています。

○ 基準の参酌化に伴う職員配置等に応じた補助基準額の設定

「従うべき基準」の参酌化に伴い、2020年度から国の補助金のうち運営費には、職員配置等に応じた補助基準額が設定されました。補助基準額は【資料8】を参照してください。

- ① 原則、「省令基準」どおり、職員を配置した場合
- ② 有資格者1名のみ配置した場合
- ③ 無資格者を複数配置した場合
- ④ 無資格者を1名のみ配置した場合

なお、利用している子どもの安全確保方策を条例などで規定していて、児童数が20人未満になる時間帯や曜日だけ、職員の1名配置や、無資格者のみの配置を認めている場合も、①の基準額となります。

つまり、国としては子どもの人数が少ない時間帯は地域の実情を優先（人手不足をそのままに）し、子どもの安全や安心できる保育体制を確保しない、一名配置や無資格者の配置を許容するということです。

「従うべき基準」の「参酌化」以前から、「省令基準」では「放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない」（第10条4項）と、「20人未満」の学童保育には特例措置が設けられていました。

子ども集団の規模は「おおむね40人以下」（第10条4項）、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」（第10条2項）と定められていますが、このたび国が補助基準額の考えを示したことにより、子ども20人に指導員1人という誤った解釈の配置基準を市町村が運用することが懸念されます。

市町村独自の指導員の「資格および配置基準」を設けることで、「全国一定水準の質」が担保された「放課後児童支援員」と、その市町村でしか通用しない「放課後児童支援員」が混在する事態など、子どもの安全・安心、保育の質を担保する資格制度を崩壊させる危険もはらんでいます。

○ 基準の参酌化に伴う条例改定等の状況

厚生労働省が行った「『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』の参酌化に伴う条例改正等の状況について」の調査によると、学童保育を実施している1,623自治体のうち、575自治体で「人員配置・資格要件」基準を変更していました（2020年9月末時点、複数回答）。「具体的な改正内容」はつぎのとおりです。

- ・ 放課後児童支援員（以下、支援員）等の員数に関する改正……32自治体
- ・ 支援員の資格要件に関する改正……10自治体
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修修了要件の経過措置延長……560自治体
- ・ 職員の専任規定に関する改正……3自治体

放課後児童支援員等の員数について、国の基準（放課後児童支援員の複数配置が原則）とは異なる規定を設けたところ（32自治体）ではつぎのような規定を設けていました。

- ・ 放課後児童支援員の1人配置を可とする……27自治体
- ・ 補助員の2人以上を可とする……2自治体
- ・ 補助員の1人配置を可とする……1自治体
- ・ その他……2自治体

放課後児童支援員の資格と配置について、国の基準とは異なる規定を設けた際に、それを認める場合の要件を、「利用児童が20人未満の事業所」「夕方等の特定の時間帯」「土曜日等の特定の曜日」などと定めた自治体がある一方で、「その他」「特段の制限を設けていない」としている自治体もありました（複数回答）。

放課後児童支援員の資格について、国の基準と異なる規定を設けた自治体は「国の基準と異なる基礎資格を規定」したのが5自治体、「認定資格研修修了の義務なし」としたのが5自治体ありました。なお、この場合の資格は当該の市町村のみで有効な資格であり、ほかの市町村では無資格者の扱いとなります。

現在、全国連協と地域連絡協議会は、「参酌化」にともなう各市町村の条例改正の状況を独自に調査しています。なかには、つぎのような条文を設けた市町村もありました。「市長が放課後児童健全育成事業の運営を適切に行うことができると特に認める場合は、放課後児童支援員の数を1人とすることができる」「その他市長がやむを得ないと認める場合」。

これらは、厚生労働省調査の「放課後児童支援員等の員数に関する改正」を行った32自治体のうちの一つです。

「条例改正実施済み」と回答した575自治体のなかには、条例の内容などを事業者や利用者へ周知・説明していない自治体が141ありました。本来、市町村において、「基準条例」の内容を変更する際には、住民・利用者への説明、子ども・子育て会議での議論、市町村議会での議決が必要です。

厚生労働省は、2021年3月8日付で、子ども家庭局長通知「『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』と異なる基準を定める場合の留意事項について」を发出し、つぎのように注意喚起しています。「事業をいかなる体制で運営する場合であっても、子どもの安全の確保について最大限留意することが必要」「必ず利用児童の安全確保方策について条例等により定めるとともに、それによる対策を講じられたい」「放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第10条第3項に規定する要件を満たす必要があることにご留意願いたい」。

○ 子どもを守ることにはさまざまな困難が

大人数の指導員が短時間勤務だけで仕事を担っていると、継続的に子どもとかわり、責任を持って保育を行うことが困難になります。申し送りや記録があったとしても、子どもの様子を十分に把握することはむずかしく、一人ひとりについていねいにかかわること、子どもを多角的に理解することはできません。

「指導員が一人だけで保育を行う状況が継続的にある」状態では、「その場そのときの直接的な安全を確保すること」「緊急時の対応」に多くの困難が生じ、「子どもの生活空間が狭められる」「『一斉活動』が増えて活動が制限される」などの状況が生まれます。

また、事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など、安全の確保を必要とする場面が、指導員が少ないときに生じないとばかりではありません。

さらに、大人がたった一人で子どもたちを見るという事態は、学童保育が「密室」となり、虐待などにつながるような不適切な対応が生じる危険性もはらんでいます。

子どもと生活を共にするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかわるためには、国や自治体の基準の「緩和」ではなく、指導員が就労を継続するための条件整備と人材育成を基本とした確保策が必要です。

○ 「施行後3年」の見直しにあたっての全国学童保育連絡協議会の取り組み

「省令基準」の「参酌化」の見直しを行う「施行後3年」を2023年春を迎えるにあたり、2022年度中に検討が行われることが想定されます。「従うべき基準」に戻すためには、法改正＝通常国会での審議が必要です。

私たち学童保育関係者は長年、国や地域の行政担当者や議員との懇談や要望書の提出、議会への働きかけなどを通じて、個々の学童保育と各地の学童保育全体をよりよくすることに取り組んできました。一人ひとりの声は小さくても、当事者である保護者・指導員の意見をまとめ、保護者会・父母会や指導員組織、地域連絡協議会を通じて、当事者の総意として、要望を届けることが必要です。

学童保育が児童福祉法に位置づけられたのも、1973年以降、国の制度化を求める国会請願や、「一人ひとりの声」を国に届ける取り組みを行い、保護者・指導員らの切実な声が、社会の反響を呼んだことが大きな力となりました。

全国連協は、国民の権利である「請願」を行うための署名を広く呼びかけ、2022年の通常国会に提出する予定です。

学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願書

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

年 月 日

紹介議員

請願者 氏名 外 名

住所

請願趣旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、1997年に児童福祉法に位置づけられ、2015年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」と「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、国の予算も拡充されつつあります。

2020年3月、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の「臨時休業」中も、学童保育は、国から「原則開所」を保育所と同様に求められました。学童保育を開所したことで、保護者の就労と社会の機能を支えてきました。しかし、「省令基準」に示された、施設の広さ（児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上）や子ども集団の人数規模（おおむね40人以下）は、すべての学童保育では実現できていません。「3密」など感染リスクを避けるために、保護者の判断や市町村からの「利用自粛」の要請で、子どもを心配しながら留守番させた保護者や、学童保育に行きたいのに我慢して自宅等で過ごしていた子どもたちがいました。学童保育では、その日出席している子どもだけでなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。今回のコロナ禍で、指導員は子どもや家庭ともさまざまな方法でかかわってきました。地域によっては、分散登校の時期も含めると4か月近くの間、一日保育がつづいたところもあります。感染拡大防止に努めながら子どもたちの安全を確保することとあわせて、子どもたちの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴う家庭の養育基盤の弱まりや虐待のおそれがある場合の対応などもしてきました。コロナ禍にあって、「孤独」「孤立」になりがち子ども・保護者をつなげる役割を学童保育が担っています。

自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があります。今般、公立小学校の学級人数の上限を35人に引き下げる法改正を行うことが示されました。学童保育も、指導員の資格と配置基準、広さや子ども集団の人数規模について基準が遵守されて「全国一定水準の質」が保たれることが必要です。

上記の趣旨により以下の請願をいたします。

請願事項

1. 第198国会で採択された「学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求める請願」を国の責任で具体化してください。
2. 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、さらには新興感染症にも対応していくためにも、「指導員の資格」、「配置基準」、「広さ」、「子ども集団の人数規模」を早急に改善してください。上記の趣旨をふまえて、「第9次地方分権一括法」の附則による「施行後3年」の見直しの際には、学童保育の基準を拡充してください。

氏 名	住 所
	都道 府県

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報、本国会請願以外の目的に使用いたしません。
※請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面をごらんください。同じ住所が続く場合は省略しても構いませんが、必ず「同上」と書いてください。「/」は不可です。

【取扱い団体】全国学童保育連絡協議会（会長：西田隆良、住所：東京都文京区本郷2-26-13）【第二次集約】1月31日

よりよい学童保育(放課後児童クラブ)の実現に向けて



一人ひとりの声を

国と自治体に届けよう

(感染拡大防止に努めながら、「日常の安心」を
量の拡大と質の向上、安心できる制度と基準を求めて)

●入所児童数 130万5420人(前年比35,681人増) ●待機児童1万8789人以上(前年比3,256人増)

●国基準おおむね40人以下の施設は全体の62%(数字は40人以下の支援の単位)

* 2020年5月1日現在の全国学童保育連絡協議会調査より



全国学童保育連絡協議会 2021年1月

学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織された団体です。1967年に結成し、50年以上にわたってよりよい学童保育をつくる取り組みをつづけてきました。くわしくは会のホームページをご覧ください。

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13
TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765
<http://www.2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>
E-メール zghrk@xui.biglobe.ne.jp

<取り扱い団体・送り先>

国の学童保育の2021年度予算

厚生労働省が2021年3月に発表した「放課後児童クラブ関係予算案のポイント」という資料には、2021年度の放課後児童クラブ関係予算、1,092億円の内容についてつぎのように記されています。

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む）※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

以下の資料は、「放課後児童クラブ関係予算案のポイント」等をもとに全国連協が作成しました。

1. 運営費等922億円（前年度812億円）子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）

(1) 量的拡充

① 放課後児童健全育成事業（運営費）

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。なお、地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。
- ・補助基準額 ※それぞれ年間開所日数250日以上、児童数36～45人の場合
 - (i) 設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
467.2万円（前年度457.7万円）
 - (ii) 放課後児童支援員1名のみ配置とした場合
394.0万円（前年度386.6万円）
 - (iii) 職員複数配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
412.3万円（前年度402.5万円）
 - (iv) 職員1名配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
330.0万円（前年度322.6万円）

表1 2021年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

1 放課後児童健全育成事業		*原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合
(1) 年間開所日数 250 以上の放課後児童健全育成事業所		
① 基本額（1支援の単位当たり年額）		
㊦ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	2,553,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円	
㊧ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	4,672,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円	
㊨ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	4,672,000円	
㊩ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	4,672,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×67,000円	
㊪ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円	
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）		
（年間開所日数－250日）×19,000円（1日8時間以上開所する場合）		
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合（左記要件に該当する開所日数）×19,000円		
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）		
㊦ 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×406,000円	
㊧ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×183,000円	
(2) 年間開所日数 200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）		
① 基本額（1支援の単位当たり年額）		
㊦ 構成する児童の数が20人以上の支援の単位	3,069,000円	
㊧ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	1,726,000円	
② 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合（左記要件に該当する開所日数）×19,000円		
③ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）		
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×406,000円		

② 放課後子ども環境整備事業

- ア 放課後児童クラブ設置促進事業…小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助を行う。
補助基準額：1,200万円（前年度1,200万円）
- イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進…小学校の余裕教室を改修等して

放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする] ----- 補助基準 (加算) 額 : 100万円 (前年度100万円)

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進…幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費 (設備の整備・修繕及び備品の購入) の補助を行う。

[(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする] ----- 補助基準額 : 500万円 (前年度500万円)

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業…放課後児童クラブにおける障害児の受入を推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

----- 補助基準額 : 195.6万円 (前年度190万円)

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

[(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする] ----- 補助基準額 : 306.6万円 (前年度299.6万円)

イ 移転関連費用補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。 ----- 補助基準額 : 250万円 (前年度250万円)

ウ 土地借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

----- 補助基準額610万円 (前年度610万円)

・補助対象 : 施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業…授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

----- 補助基準額 : 50.7万円 (前年度49.3万円)

(2) 質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

② 障害児受入強化推進事業…障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入を行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員 (看護師等) の配置等に要する経費の補助を行う。 ----- 補助基準額 : 195.6万円 (前年度190.0万円)

※医療的ケア児がいる場合の支援402.9万円 (前年度384.7万円)

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。 ----- 補助基準額 : 60.8万円 (前年度59.1万円)

④ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業…放課後児童クラブにおける要支援児童等 (要支援児童、要保護児童及びその保護者) の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費を補助する。

----- 補助基準額 : 129.4万円 (前年度126.1万円)

⑤ 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業【新規】…遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う。

補助基準額：144.3万円（－万円）

- ⑥ 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業【新規】…放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う。

補助基準額：30.0万円（－万円）

(3) その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

- 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

2. 施設整備費170億円（前年度166億円）子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）

◇創設及び改築

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

実施主体：市区町村。

補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等
ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 5731.8万円（前年度5630.4万円）

[次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合：2865.9万円（前年度2815.2万円）

ウ 土地借料加算：665.8万円（前年度665.8万円）

◇拡張

次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、一の支援の単位の児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。

ア 受け入れる児童の増を図るために、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。

イ 既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。

ウ 既存の放課後児童クラブに児童の体調が悪い時などに休息するための静養スペースが無いため、既存の放課後児童クラブの延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。

・本體工事費 内閣総理大臣が認めた金額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。学校敷地内の場合は2,865.9万円、それ以外の場合は1,432.95万円。

補助率

【公立の場合】国3分の1、都道府県3分の1、市区町村3分の1

【民立の場合】国9分の2、都道府県9分の2、市区町村9分の2、社会福祉法人等3分の1

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国3分の2、都道府県6分の1、市区町村6分の1

【民立の場合】国2分の1、都道府県8分の1、市区町村8分の1、社会福祉法人等4分の1

市町村による設置(公立)の場合

従来の補助率	国, 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3		都道府県, 1/6 市町村, 1/6

社会福祉法人などによる(民立)の場合

従来の補助率	国, 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県, 1/8	市町村, 1/8	設置者, 1/4

2021年度補正予算「放課後児童クラブ整備促進事業」は、【資料2】をごらんください。

放課後児童対策の推進 9億円の内数（前年度 11億円の内数）

3. 放課後児童対策の推進 9億円の内数（11億円の内数）

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

- 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村 補助基準額（案）：1,042千円（1,021千円）【+21千円】 補助率：1/3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村 補助基準額（案）：1,042千円（1,021千円）【+21千円】 補助率：1/3

II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

- 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額(案):4,064千円(4,064千円)【±0千円】 補助率:1/2

2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準加算額(案):1,217千円(1,190千円)【+27千円】 補助率:1/2

28

令和元年度予算執行調査への対応について (令和2年度全国児童福祉主管課長会議資料(抜粋))

- 子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）の国庫補助基準額は、支援の単位を構成する「児童の数」に応じて設定された基準額を適用することとしている。この国庫補助基準額算定上の「児童の数」については、設備運営基準第10条第4項の「一の支援の単位を構成する児童の数」の算定方法（※）により算定した毎月最初の児童の数の年間平均により算定することとしている。

※設備運営基準第10条第4項の「一の支援の単位を構成する児童の数」の算定方法

- ・ 「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいう。なお、ここでの「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。
- ・ 具体的な「一時的に利用する児童」に係る「児童の数」の算出については、例えば、1週間のうち平日5日間（月～金曜日）開所している放課後児童クラブに、1週間のうち3日間利用することを前提に登録申込みをした児童が4人いる場合、当該児童については、4人×3日間（1週間あたりの利用希望日数）÷5日間（1週間あたりの開所日数）＝2、4人÷3人（1人未満の端数が生じた場合には切り上げ）等の方法により算出する。

- 当該交付金の算定方法を対象として令和元年度予算執行調査（財務省）が行われ、調査の結果、

・ 「実際に利用した児童数」を把握している市町村においては、「各月の登録を基に推計した利用児童数」と「実際に利用した児童数」には大きな乖離が生じていた

・ 「実際に利用した児童数」を基に、交付金の上限を決定するなど、児童クラブの実態に見合った、効率的な交付金の算定方法に見直すことを検討すべき

等の指摘を受けたところである。

- これを受け、厚生労働省では、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、
 - ・ 放課後児童クラブ毎の国庫補助基準額算定に係る「児童の数」と「実際に利用した児童数」の状況の把握
 - ・ 両者の数に乖離がある場合の要因分析
 等を行っているところである。

- 本調査研究については、現時点では完了に至っていない（令和3年3月末とりまとめ予定）ところであるが、自治体に対するアンケート調査を行う中で、放課後児童クラブ毎の交付金算定上の「児童の数」と「実際に利用した児童数」の把握方法等について、必ずしも十分ではないと考えられる事例が見受けられたことから、今後、子ども・子育て支援交付金の実績報告書等の様式の一部見直しを行うこととした。

- 主な見直し内容は、実績報告書の別表2の別紙において、

・ 記入事項として各月の交付金算定上の「児童の数」、「実際に利用した児童数」及び開所日数を追加することとし、

・ 交付金算定上の「児童の数」と「実際に利用した児童数」に乖離が見られる場合、市町村は、当該クラブにその理由を確認するとともに、必要に応じ利用希望日数の把握方法等についての運用改善を求める

こととしている。

- 各市町村においては、当該見直し内容についてご存知いただくとともに、各放課後児童健全育成事業者に対し、見直し内容や交付金算定上の「児童の数」の算定方法等の周知徹底をお願いしたい。

（出典：2021年3月全国児童福祉主管課長会議）

「全児童対策事業」「放課後子供教室」 「新・放課後子ども総合プラン」

「全児童対策事業」とは

地方自治体が独自に実施している、余裕教室等の学校施設を活用した放課後事業です。いくつかの自治体では、学童保育を必要とする子どもの利用も念頭において（登録制をとる、帰宅しないで参加することを前提とする、夕方6時頃まで開設するなど）この事業を毎日実施しているところもあります。

また、なかには、施設・設備や職員配置、子どもへの対応など、学童保育を必要とする子どもの放課後の生活を守る内容が備えられていないにもかかわらず、この事業を開始したうえで、学童保育をやめてしまった自治体もあります。

さらに近年では、17時まではすべての子どもを対象とした無料の遊び場提供事業を行い、17時以降は有料の留守家庭児童対策事業を行うことで、学童保育の代替にしようとしている自治体もあります。

児童館のようにだれでもが自由に利用できるような利用規定ではなく、現状のままでは、本来の意味での「すべての児童の遊びや異年齢の交流を通じた健全育成事業」とはなり得ないものです（その意味を込めて、全国学童保育連絡協議会ではカッコ付きで「全児童対策事業」と呼んでいます）。

「新・放課後子ども総合プラン」「放課後子供教室」とは

国は、2018年9月14日、文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長の連名で、「新・放課後子ども総合プラン」を発表しました。

これは、国が2014年に発表した「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向もふまえ、「放課後児童クラブの待機児童の早期解消」「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等」により、小学校に就学している「全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること」などを内容とした、向こう五年間を対象とする、新たな放課後児童対策のプランです。

「放課後児童クラブ」については国全体の目標として、「2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る」ことをあげています。

「放課後子供教室」は、文部科学省が行っている、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する」事業（放課後子供教室推進事業実施要綱より）です。

2019年度時点で、全国1194市町で1万9260教室が実施されていました。

「学童保育の質の改善」と「新・放課後子ども総合プラン」をめぐる国の動向

国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が「一体型」としてしていました。

文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長連名で発出された通知「『新・放課後子ども総合プラン』について」（2018年9月14日）には、つぎの考えが示されています（*下線は全国連協）。

7（2）① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。（中略）

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

働く保護者を持つ子どもには、学童保育が必要です

全国学童保育連絡協議会は、学童保育と「放課後子供教室」や「全児童対策事業」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。役割の異なる事業では、学童保育の目的を果たすことは不可能です。伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムを行っている民間企業やNPO法人もありますが、これをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。また、地域住民等の参加促進で指導員不足を補おうとする動きもありますが、子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、指導員が継続的に子どもにかかわることが不可欠です。

学童保育関係者の間では依然として、「市町村の受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないか」との心配があります。

学童保育と、「すべての児童を対象にした遊び場・居場所づくり事業」という、役割の異なる二つの事業はそれぞれに実施される必要があります。「全児童対策事業」や「放課後子供教室」は、保護者が働いて家庭にいない子どもたちに毎日の「生活の場」を提供する学童保育の代わりにはなり得ません。

新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日策定)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

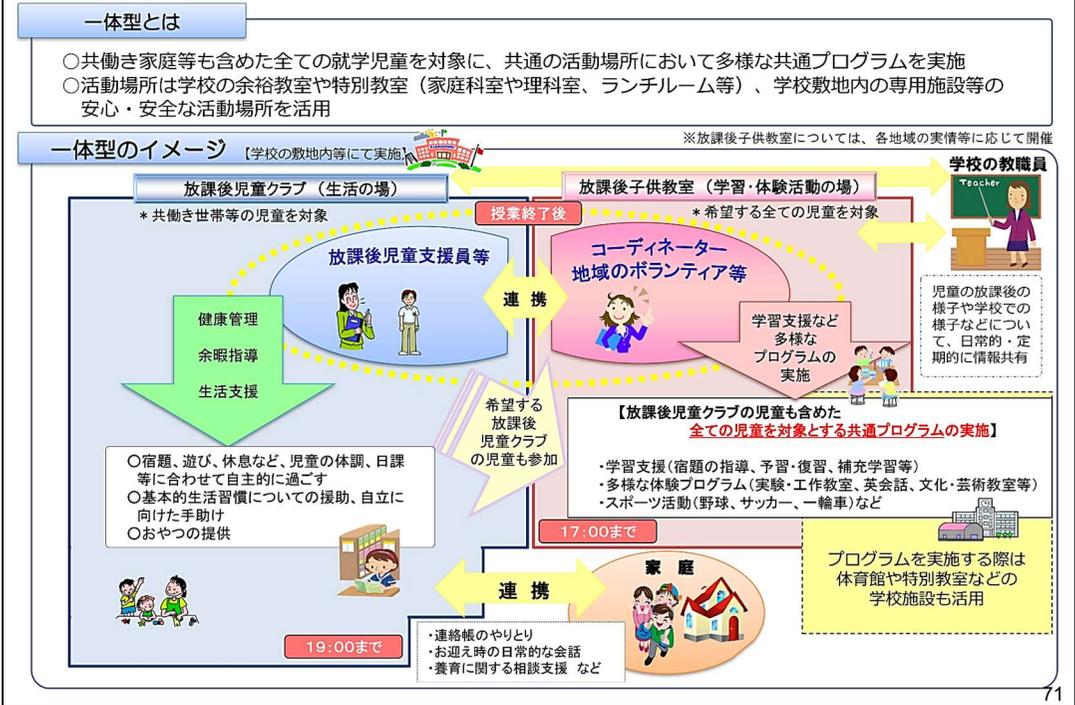
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室

[2018年3月20日全国児童福祉主管課長会議資料・厚生労働省]

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）



[2018年3月20日全国児童福祉主管課長会議資料・文部科学省]

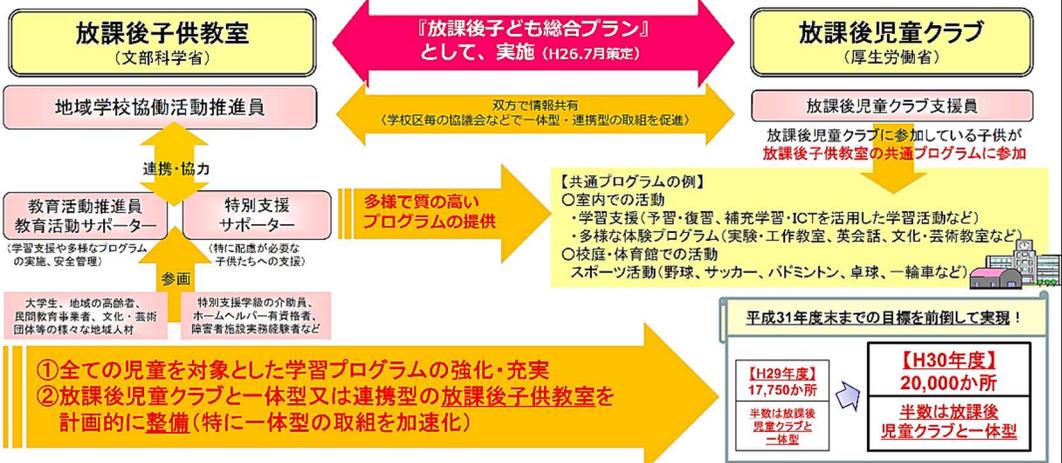
放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

（前年度予算額：6,435百万円の内数）
30年度要求額：7,443百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備（2014年度以降追加的に30万人分を整備）

全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な家賃整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

（3）少子化対策、子供・子育て支援 ②教育の再生

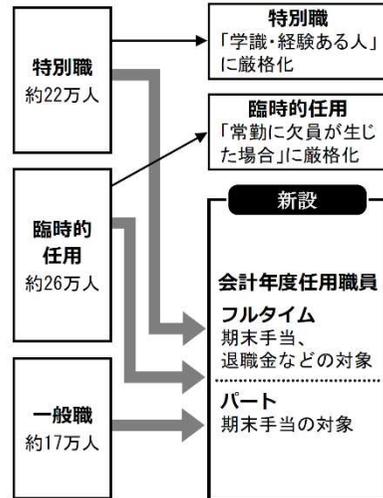
・空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

「会計年度任用職員」制度移行にともなう課題

○「会計年度任用職員」とは

2017年5月17日、地方公務員法と地方自治法の一部が改定され、公布されました。今回、改定されたのは、つぎの点です。

- ・地方公務員の特別職・臨時・非常勤職員について、特別職の任用の要件を「学識・経験のある人」、臨時的任用の要件を「常勤に欠員が生じた場合」に厳格化し、これにあてはまらないものは労働者性の高い「一般職の非常勤職員」とあわせて、新設される「会計年度任用職員」とし、採用方法や任期などを明確にすることとした。
- ・今回、多くの非常勤職員は「会計年度任用職員」へ移行され、期末手当、費用弁償等の支給ができるようになった(自治体の判断による)。ただし、雇用は1年ごとになる。



*人数は2016年4月現在

○ 公立公営の学童保育で雇用される指導員への影響は

「地方公務員」は、地方公共団体および特定地方独立行政法人に所属して業務を行う職員です。雇用形態には「任期の定めのない常勤職員」「任期付職員」「臨時・非常勤職員」などがあります。そして「臨時・非常勤職員」には、業務内容や任期などによって「特別職非常勤職員」「一般職非常勤職員」「臨時的任用職員」の3つの類型があります。

現在、公営の学童保育指導員が「任期の定めのない常勤職員」に位置づけられている地域はごくわずかですが、多くが「臨時・非常勤職員」として勤務しています。

2017年、「地方公務員法」「地方自治法」の一部が改定され、2020年4月から、非正規公務員の地位を安定させるねらいで「会計年度任用職員制度」が導入されました。これにより、各自治体の判断で異なっていた「臨時・非常勤職員」の任用などに関する制度が統一化されました。おおまかな変更内容はつぎのとおりです。

- ◇「特別職非常勤職員」の要件を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うもの」、
 - 「臨時的任用職員」の要件を「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化する。
 - ◇これ以外の者は、新設された「フルタイム会計年度任用職員(7時間45分勤務)」「パートタイム会計年度任用職員(7時間45分未満の勤務)」のいずれかに、自治体の判断で位置づける。
- なお、「会計年度任用職員」は期末手当、費用弁償等の対象とすることができるが、雇用は1年ごと。

自治体は2019年度中に、公営の学童保育に勤務する「臨時・非常勤職員」の指導員の雇用形態を判断して位置づけなおしました。

実際には各地域により判断はさまざまで、「これまでは臨時的任用職員を配置していたが、有資格者を自治体の採用試験を行い、正規職員として配置する」自治体がある一方、これを機に「期末手当が支給されることにもなって、月額賃金が引き下げられた」「午前中の勤務時間削減が提案された」「他職種の非常勤職員との均衡を理由に、独自に確立してきた学童保育指導員の処遇が引き下げられた」、さらには「事業に係る負担の軽減を理由に外部委託を進めている」などの自治体もありました。

このほかにも、1年ごとの採用が厳格化され、年度末で仕事を打ち切られる事態が相次いでいるとの指摘もあります。

総務省からは、2019年12月20日付で自治行政局公務員部公務員課課長通知「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）」が発出されています【資料65】。

国の「省令基準」と「運営指針」に示された内容を子どもたちに保障するためには、「保育時間前後に、必要な準備を行うことを勤務時間と位置づける」「子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用を確保する」ことが実現できる雇用形態となるよう、働きかけていくことが必要です。

*総務省から「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第1版」「第2版」やQ&A、通知が出されていますので参照してください。

○ 総務省による「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」と通知

全国学童保育連絡協議会の2020年5月1日現在の調査では、公営の学童保育は、33,671支援の単位のうち、10,006支援の単位で、全体の29.7%でした。ちなみに、10年前の2010年は全体の41.3%、20年前の2000年は全体の48.6%でした。

地方公務員の臨時・非常勤職員である学童保育指導員も相当数いたはずなのですが、これまで、総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」で、学童保育指導員が調査対象になったことはありませんでした。会計年度任用職員制度導入に向けた基礎調査でも調査対象になっていません。

総務省では、2020年4月1日時点の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」において、「放課後児童支援員資格を有する者で学童保育業務に従事する者（いわゆる補助員は対象外）」について、人数、勤務時間、給料（報酬）額等を調査しました。

職種の分類はつぎのとおりです。

一般事務職員　うち事務補助職員／技術職員／医師／医療技術員／看護師等　うち看護師
保健師／保育士等　うち保育所保育士／給食調理員／技能労務職員　うち清掃作業員／教員・講師（義務教育）／教員・講師（義務教育以外）／図書館職員／その他　うち消費生活相談員　放課後児童支援員

公表された調査結果には、つぎのことが記されています。

- ・地方公共団体における、臨時・非常勤職員の職員数は69.4万人。
- ・そのうち、2020年4月に会計年度任用職員に移行した職員数は、62.2万人。
- ・そのうち、フルタイムで任用されている職員は7.0万人で全体の11.2%、パートタイムで任用されている職員は55.3万人で全体の88.8%を占めている。
- ・会計年度任用職員に移行した放課後児童支援員は18,750人（会計年度任用職員の構成比3.0%）。そのうち、フルタイムで任用されている職員は472人、パートタイムで任用されている職員は18,278人だった。

（統計表は、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトである、e-Statで閲覧できます）

また、総務省からは、2020年12月21日付で自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」が発出され、「任用根拠の適正化」「適切な募集・任用の実施」「『空白期間』の適正化」「適切な給与決定」「適切な勤務時間の設定」「適切な休暇等の設定」について示され、問題点について適正化するよう指摘も行われています。

「規制改革推進会議」の動き

○「規制改革推進に関する第4次答申」

2018年11月19日、内閣府の諮問会議の一つである規制改革推進会議（2019年7月で活動終了。2019年10月に現任委員を任命）が「規制改革推進に関する第4次答申」を示しています。

規制改革推進に関する第4次答申 2018年11月19日

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革

(1) 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）

- ア 子どもにふさわしい場所の確保
- イ 多様な人材（担い手）の活用
- ウ 質の確保等

このなかで、「学童保育対策（いわゆる『小1の壁』の打破）」として、「多様な人材（担い手）の活用」をあげて、「〈基本的考え方〉」に「子どもが多様な年齢層と触れ合う機会が減少する中、高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地域に求めていることに鑑み、支援員が高齢者の職業の一つとして積極的に選択される環境を作るべきである」として、「〈実施事項〉」に「厚生労働省は、シルバー人材センターの会員が支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」との考えが示されています。

また、「質の確保等」として、「〈基本的考え方〉」には「市区町村や株式会社など様々な経営主体の参入が受け皿確保につながる」との考えが示されています。

○ シルバー人材センターの活用についての厚生労働省通知

「規制改革推進に関する第4次答申」に、「シルバー人材センターの会員が放課後児童支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」と示されたことを受けて、2019年3月15日、厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名の通知「シルバー人材センター事業の更なる推進に向けて」が出されました。

シルバー人材センターはもともと“高齢者の生きがいの充実”を目的の一つとして、「臨時的かつ短期的または軽易な業務」を提供するものです。請負もしくは委任で働く場合も、労働者とはみなされず、休憩・年休の概念がなく、労災保険の適用もありません。高齢化や労働力人口の減少のさらなる進行が見込まれるなかで、2016年4月施行の「高年齢者雇用安定法」改正により、高齢者の方が派遣もしくは職業紹介の形態で働くことで、労働者性を持たせることが可能となりました。さらには、「就業時間の拡大」「『臨時的かつ短期的または軽易な業務』要件の撤廃」も今後の課題にあげられています。

「雇用対策法」「男女雇用機会均等法」で決められたルールでは、年齢や性別を限定した募集を行うことは原則禁止されています。しかし、高齢者の方が補助員として学童保育で勤務することはあったとしても、仕事内容から言っても、有資格者である「放課後児童支援員」として、業務の根幹を担うことには多くの困難があると思われます。

学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査票 (2021年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [] 市区町村名 [] 全国地方公共団体コード []
 担当部署 [いずれかに○を] 首長部局・教育委員会 [] 担当部署名 []
 記入者名 () 連絡先 TEL ()

Q1 学童保育の数についてお聞きします

貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数 [④+⑤の合計]]
 「支援の単位」*1総数 [④+⑤の合計]]
 A 公立公営のか所数*2 [④]] 「支援の単位」数 [④]]
 B 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された
 放課後児童健全育成事業所のか所数 [⑤]] 「支援の単位」数 [⑤]]

*1 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」
 *2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発0313第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、Bへ。

Q2 2021年5月1日現在の学童保育の入所児童の総数と学年別数をお聞きします

*長期休業中のみ入所児童はのぞきます
 *出席人数ではなく、2021年5月1日時点で入所申込者数をお聞きします

学 年	人 数
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
5年生	
6年生	
その他	
入所児童総数	

*障害のある子どもも学年の欄に加えてください。幼児なども入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 子ども集団の規模についてお聞きします(Q1の「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします)

*施設の定員ではなく、2021年5月1日現在の入所児童数を記入してください。

集団の規模	「支援の単位」数
19人以下	
20人~30人	
31人~35人	
36人~40人	
41人~45人	
46人~55人	
56人~70人	
71人~100人	
101人以上	

Q4 学童保育の運営主体についてお聞きします

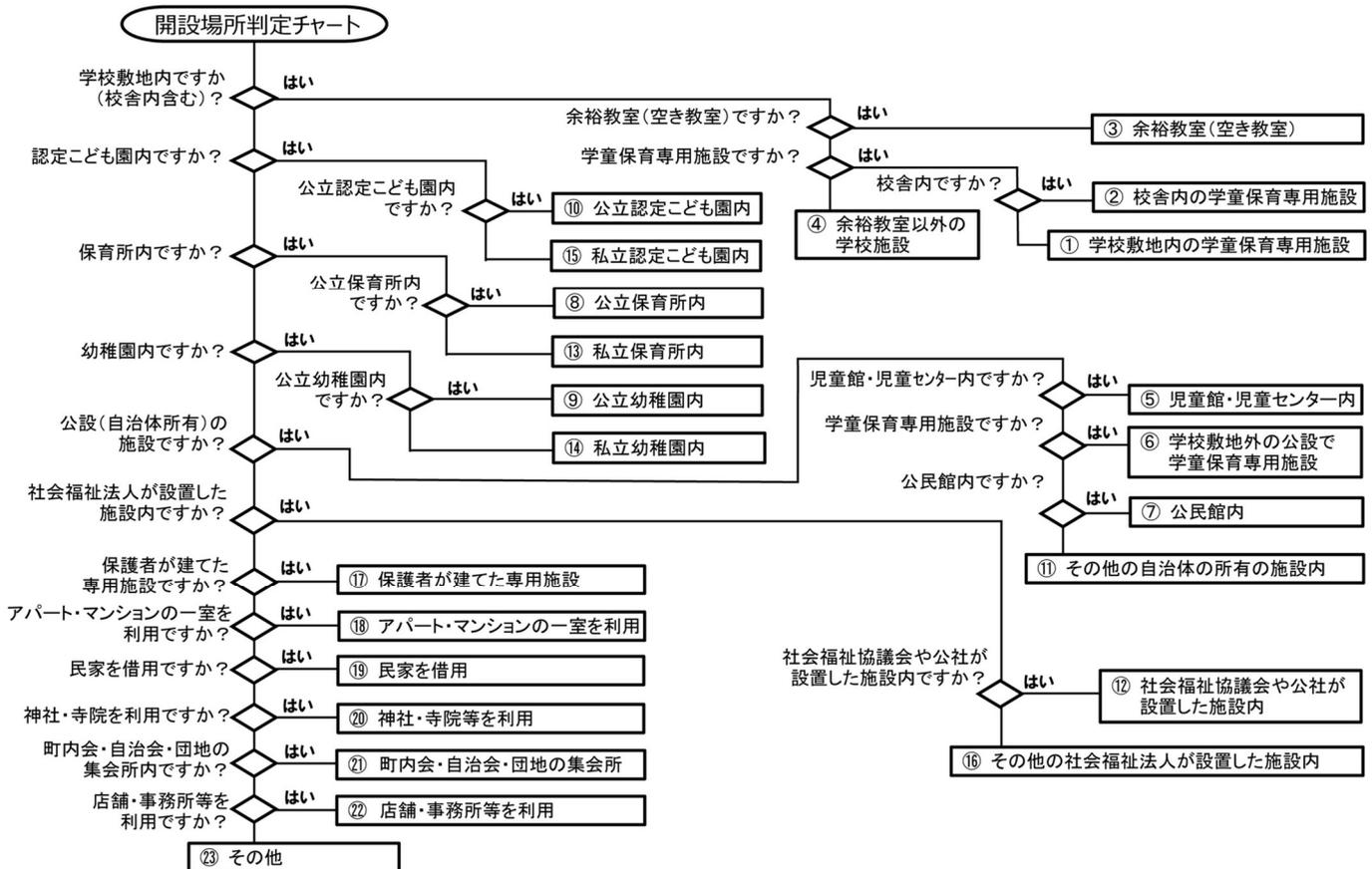
A Q1の「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします

- ① 公立公営 () (注)「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合
 ② 公社・社会福祉協議会 a 委託() b 補助() c 代行()
 ③ 運営委員会 a 委託() b 補助() c 代行()
 ④ 父母会・保護者会 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
 ⑤ NPO法人 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
 ⑥ 民間企業 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
 ⑦ その他法人等 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

B ⑦その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。
 a 私立保育所() b その他の社会福祉法人() c 学校法人() d 個人事業主()
 e その他()

Q5 開設場所についてお聞きします（Q1の「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします）

*下記の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



- ① 学校敷地内の学童保育専用施設
- ② 校舎内の学童保育専用施設
- ③ 余裕教室(空き教室)
- ④ 余裕教室以外の学校施設 (施設名=)
- ⑤ 児童館・児童センター内
- ⑥ 学校敷地外の公設で学童保育専用施設
- ⑦ 公民館内
- ⑧ 公立保育所内
- ⑨ 公立幼稚園内
- ⑩ 公立認定こども園内
- ⑪ その他の自治体の所有の施設内 (施設名=)
- ⑫ 社会福祉協議会や公社等が設置した施設内
- ⑬ 私立保育所内
- ⑭ 私立幼稚園内
- ⑮ 私立認定こども園内
- ⑯ その他の社会福祉法人が設置した施設内
- ⑰ 保護者が建てた専用施設
- ⑱ アパート・マンションの一室を利用
- ⑲ 民家を借用
- ⑳ 神社・寺院等を利用
- ㉑ 町内会・自治会・団地の集会所
- ㉒ 店舗・事務所等を利用
- ㉓ その他 (施設名=)

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします

A 貴自治体内にある公立小学校の総数 [] 校

B 学童保育がない小学校校区数(未設置校区数) [] 校区

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします

記号を○で囲んでください。把握している場合は、か所数と人数を記入してください(待機児童がない場合は0人と記入)。

待機児童を [a 把握していない b 把握している → か所数 [] [] 人

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい
全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765
Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催 (2021年)

	日程	開催方法	受講者数
北海道会場	7月18日(日)	Zoomによるオンライン開催	372名
東北会場	9月19日(日)	Zoomによるオンライン開催	975名
北関東会場	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催	930名
南関東会場	6月6日(日)	Zoomによるオンライン開催	579名
西日本(愛知)	6月6日(日)	Zoomによるオンライン開催	541名
西日本(奈良)	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催	607名
西日本(兵庫)	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催	541名
四国会場	6月27日(日)	Zoomによるオンライン開催	296名
九州会場(福岡)	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催	773名
九州会場(熊本)	9月12日(日)	Zoomによるオンライン開催	429名

◆第56回全国学童保育研究集会の開催

2021年10月23日(土)、24日(日) Zoomによるオンライン開催 4,612名参加

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、年間定期購読者約3万4000人)

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(最新調査は2018年) ③指導員の実態調査(最新調査は2014年実施、2015年報告) ④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2018年 『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～』
『学童保育情報2018-2019』

2019年 『全訂 学童保育ハンドブック』((株)ぎょうせい) 『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』 『学童保育情報2019-2020』

2020年 『学童保育情報2020-2021』

2021年 『学童保育の保護者会ハンドブック』 『学童保育情報2021-2022』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。